

令和7年度
危険等発生時対処要領
(危機管理マニュアル)

山武市立蓮沼小学校

目 次

1	目的	1
2	本校における地域的特徴	1
3	防災のための手立て	1
	(1) 災害等発生時対処マニュアルの作成	1
	(2) 学校内の安全点検	1
	(3) 掲示物	1
	(4) 避難訓練の実施	1
	(5) 防災教育の実施	1
	(6) 災害時必要な備品の管理・点検	2
4	本校における災害対策本部の設置	3
	(1) 組織図	3
	(2) 各係の具体的な役割	4
5	災害時の基本的方針と対応	5
	(1) 登校前	5
	(2) 授業中	6
	(3) 登下校中	6
	(4) 授業外・休業中	7
6	災害発生時対処の例	8
	(1) 地震発生時	8
	(2) 津波発生時	18
	(3) 風水害発生時	19
7	災害発生時予想される被害と対処	20
	(1) 地震発生時	20
	(2) 津波発生時	22
	(3) 風水害発生時	22
	(4) 災害時（地震・津波・風水害）における心のケア	23
8	震災時避難所支援の例	25
9	事故発生時対処の例	26

(1) 登下校中の交通事故発生時	2 6
(2) 授業中の事故発生時	2 7
・水泳授業中の事故発生時	2 8
(3) 校外活動中の事故発生時	2 9
(4) 運動部活動中の事故発生時	3 0
10 一次救命処置の例	3 1
11 アナフィラキシー症状の対処の例	3 2
・エピペンの使い方	3 3
・食物アレルギーによる緊急時症状別対応カード	3 4
・食物アレルギー緊急時経過記録表	3 5
12 集団食中毒の対処の例	3 6
13 熱中症対応の例	3 7
14 不審者侵入時対処の例	3 8
15 弾道ミサイル発射時の対応の例 (Jアラート→避難行動)	3 9
16 保護者への引渡しカード	4 0
17 校内配置図及び避難経路図	4 1
18 個人情報取扱マニュアル	4 2
19 不祥事防止マニュアル	4 4

1 目的

- ・児童の命を守る。
- ・災害時の対応について教職員間での共通理解を図る。
- ・災害時の教職員の行動に連動性をもたせ、被害を最小限に抑える。
- ・日頃から危険な個所を把握する。

2 本校における地域的特徴

- ・海が近いこと、津波による深刻な被害が予想される。
- ・丘や高台が近くに少ないこと、津波発生時の避難場所が少ない。
- ・電気などライフラインの復旧に時間がかかる。
- ・川や水路が学区内に多いため、洪水になりやすい。
- ・津波発生時、川、道路が多いため、早く水がくる。
- ・学区が広く、家庭が分散しているため、緊急時の児童の安否の確認がとりにくい。

3 防災のための手立て

(1)災害等発生時対処マニュアルの作成

- ・状況別の具体的対処のマニュアル作成
- ・教職員の常時携帯
- ・家庭への引渡しカードの作成・保管

(2)学校内の安全点検

- ・定期的な安全点検（毎月10日実施）
- ・危険箇所の把握と修繕（修繕担当）
- ・危険物（薬品等）の保管場所と状況
- ・教室内の環境（3つの「ない」物が①落下しない②倒れない③移動しない）
- ・非常灯の点検
- ・火災報知機の点検

(3)掲示物

- ・事故発生時の緊急連絡図（職員室）
- ・組織図（職員室）
- ・避難経路図（各教室）
- ・避難の約束（㊦さない・㊧けない・㊨やべらない・㊩どらない）（各教室）

(4)避難訓練の実施

- ・地震・津波を想定した訓練の実施
- ・第1次避難までのワンポイント避難訓練
- ・火災を想定した訓練の実施
- ・不審者侵入を想定した訓練の実施
- ・保護者への引渡し訓練

(5)防災教育の実施

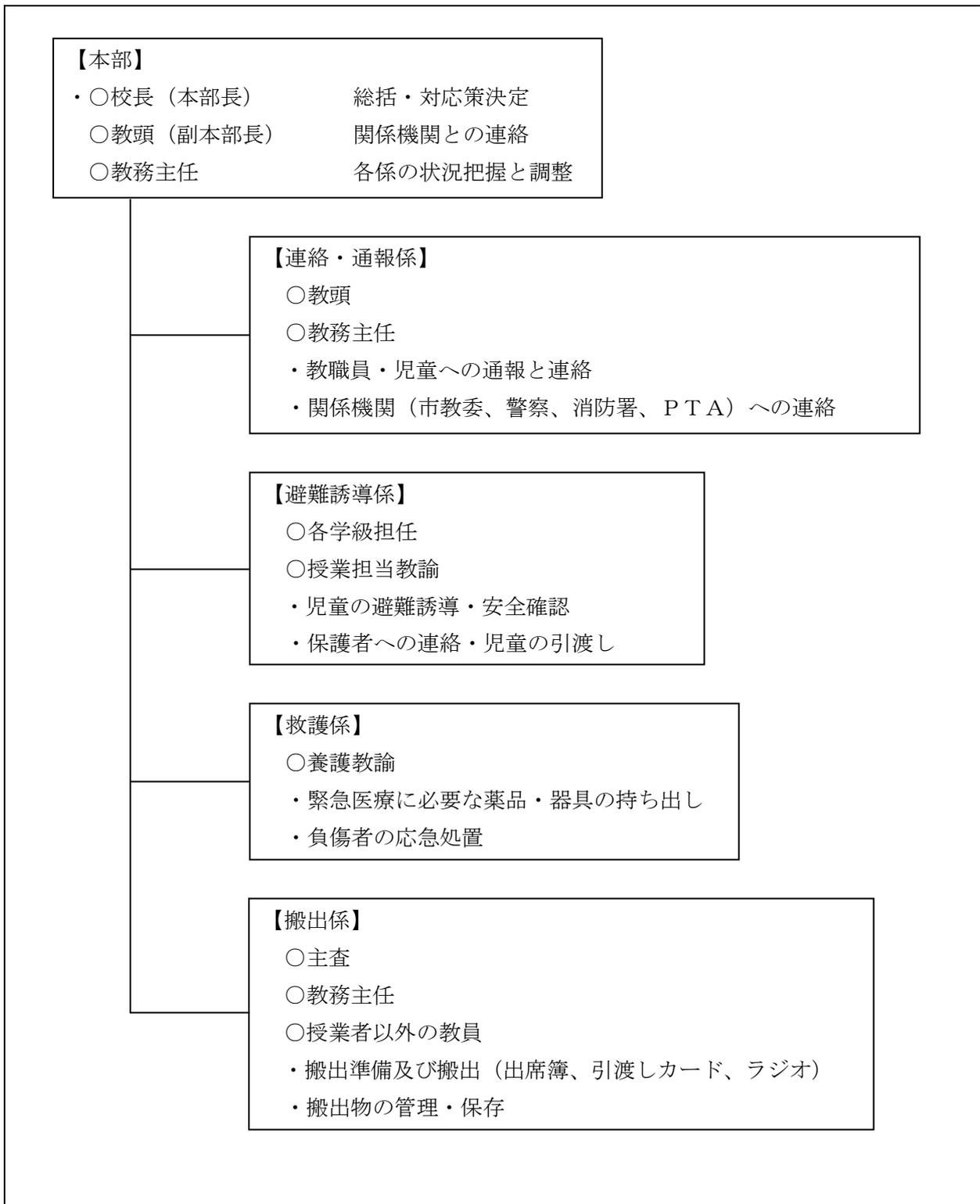
- ・状況別の避難の仕方の指導
- ・災害に対する知識や命を守るための技能・態度の習得
- ・保護者との共通理解
- ・教職員のための研修

(6)災害時必要な備品の管理・点検

区分	備品	保管場所
医療品	AED	職員室前廊下
	救急箱	保健室
	担架	保健室
防寒類	ストーブ	講堂
	カイロ	配膳室
	毛布	保健室
	布団	保健室
	マット	講堂倉庫
	カーテン	各教室
必需品	懐中電灯（手巻きも含む）	各教室
	ホイッスル	各教室
	ランタン	職員室
	ラジオ（手巻きも含む）	職員室
	ろうそく	理科準備室
	電池	職員室
	ライター、マッチ	配膳室、理科準備室
	ヘルメット	各教室
	レジャーシート・ブルーシート	校舎裏倉庫 講堂倉庫
	段ボール	配膳室
	ビニール袋	配膳室
	長靴	職員玄関
	軍手	職員室前工具入れ
	拡声器	職員室・放送室
	空き缶	配膳室
	紙	職員室・印刷室
	ペン	職員室、各教室
テープ（ガムテープ等）	職員室	
工具等	金槌	職員室前工具入れ
	くぎ	職員室前工具入れ
	ロープ	職員室前工具入れ
	のこぎり	職員室前工具入れ
	はりがね	職員室前工具入れ
	木材	職員室前工具入れ
	メジャー	講堂倉庫・体育倉庫
	脚立	男子更衣室

4 本校における災害対策本部の設置

(1)組織図

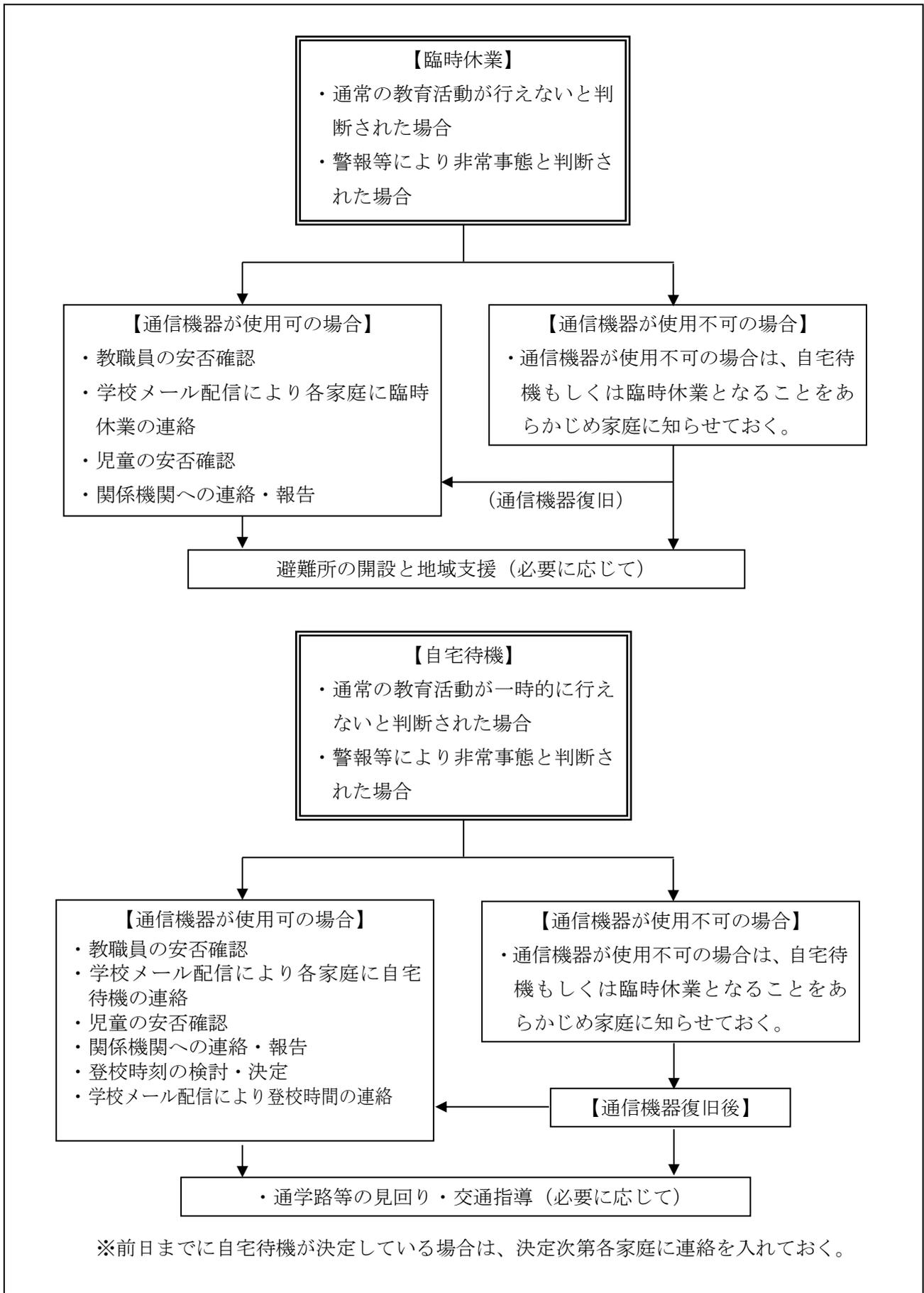


(2)各係の具体的な役割

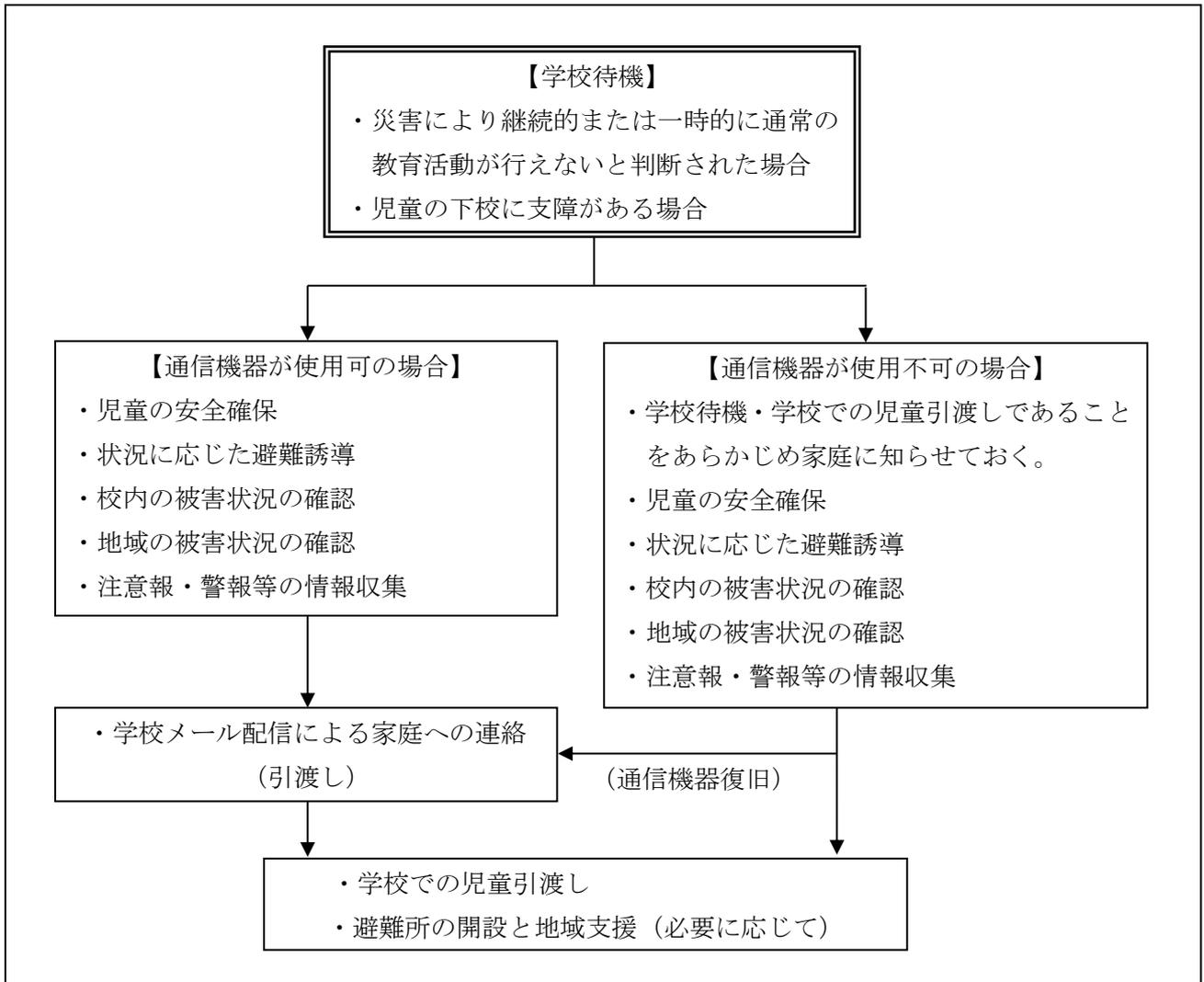
係	役割内容	必要な道具等
連絡・通報	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員・児童への通報と連絡 ・各係への指示・要請 ・校内通信網・連絡網の確保 ・関係機関や地域との連絡・連携 ・報道機関への対応 ・注意報や警報、被害状況等の情報収集 ・記録 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット ・危機管理マニュアル ・ラジオ ・懐中電灯 ・携帯電話 ・拡声器 ・関係機関連絡先一覧
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺児童の安全確保 ・状況に応じた避難誘導 ・避難場所での児童の安全確認 ・負傷者・行方不明者の報告 ・行方不明者の捜索（男性職員） ・初期消火（火災発生時） ・救護係への負傷者の引渡し ・緊急事態収拾までの児童の安全確保と保護者への引渡し ・倒壊・破損箇所の確認と本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット ・健康観察表 ・児童名簿 ・児童引渡しカード ・工具 ・長靴
救護	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の応急処置と記録 ・必要に応じた応援要請 ・医療品・器具の管理 ・避難中の児童・教職員の健康状態の確認 ・避難場所での衛生管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急箱 ・児童健康カード ・担架 ・毛布 ・A E D
搬出	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出物の管理・保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・金庫の鍵

5 災害時の基本的方針と対応

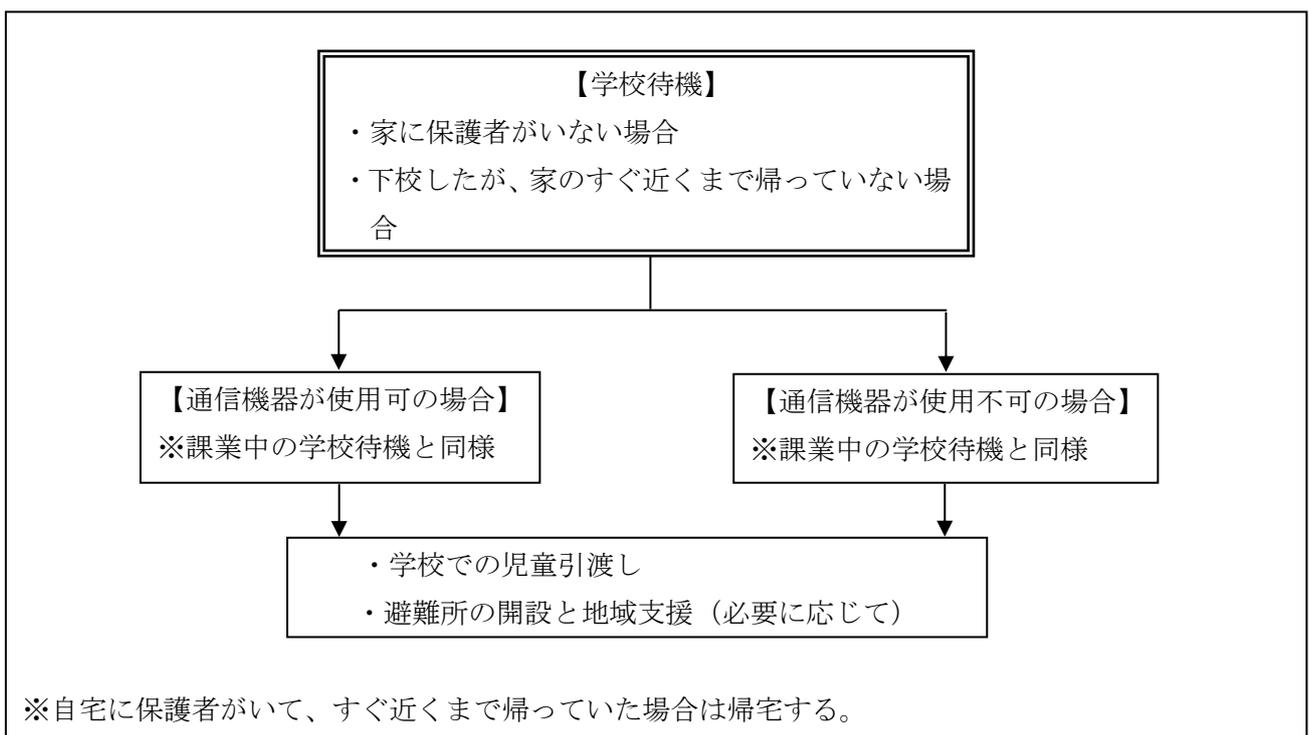
(1)登校前



(2) 課業中

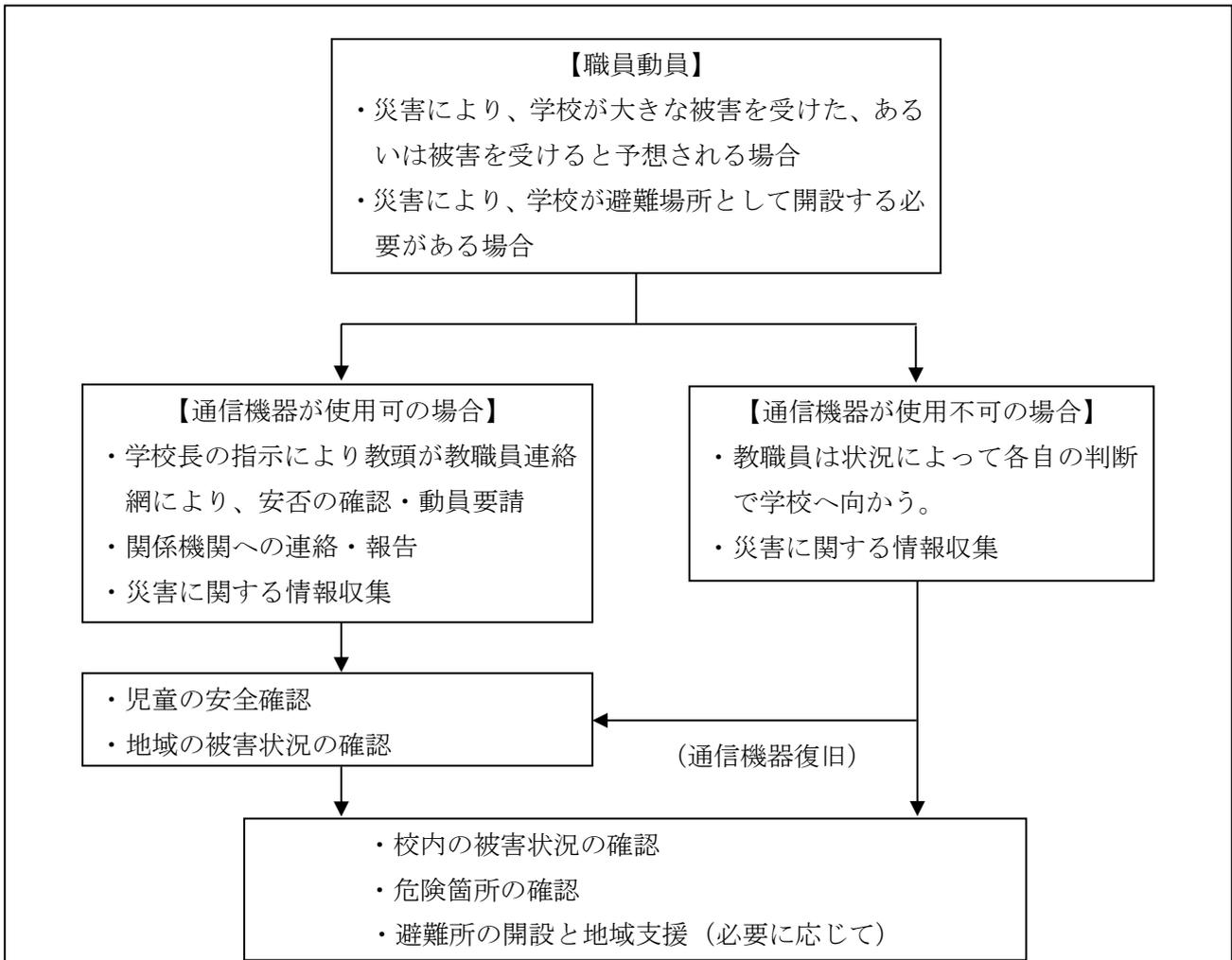


(3) 登下校中



※自宅に保護者がいて、すぐ近くまで帰っていた場合は帰宅する。

(4)課外・休業中



【動員のめやす】

災 害	規 模	動員対象
地震 津波	震度 5 弱	校長・教頭・教務
	震度 5 強・津波警報	校長・教頭・教務 上学年主任・下学年主任 安全主任
	震度 6 弱以上・大津波警報	全職員
風水害等	警報が 1 つ以上発表または見込み	校長・教頭・教務
	警戒レベル 3 以上	校長・教頭・教務 上学年主任・下学年主任 安全主任
	警戒レベル 4 以上	全職員

※状況により校長が判断、教頭が連絡する。

※教職員動員にあたっては、自身や家族の安否確認・安全確保を優先し、可能な範囲で動く。

6 災害発生時対処の例

(1) 地震発生時



<引渡しの条件>

- ①市及び教育委員会の指示・要請による場合
- ②市内の震度で5強以上の地震が観測されたとき
- ③内閣府（県）から大地震に対して「警戒宣言」等が出された場合
- ④通学路や家屋に重大な損傷が見られ、下校が難しいと判断した場合
- ⑤大きな余震が続いている場合
- ⑥市内に警報（大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪）が発令されたとき
- ⑦校施設が一時避難場所として開設された場合

(1) —(2) 「南海トラフ地震臨時情報」及び「北海道・三陸沖後発地震注意情報」発信時の対応



<南海トラフ地震臨時情報について>

・M6.8以上の地震が発生した場合やプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が発生した場合、それらに対する調査を開始し、地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された際には、以下の3つのケースに応じた臨時情報が発信される。

① 半割れ（大規模地震 M8.0以上）

南海トラフの想定震源地内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合⇒巨大地震警戒対応

② 一部割れ（前震可能性地震 M7.0以上8.0未満）

南海トラフの想定震源地域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合（半割れケースの場合を除く）⇒巨大地震注意対応

③ ゆっくりすべり

ひずみ計等で有意な変形として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
⇒巨大地震注意対応

<北海道・三陸沖後発地震注意情報について>

・北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源地及びその領域に影響を与える外側のエリアでM7.0以上の地震が発生した場合に情報が発信される。
⇒巨大地震注意対応

南海トラフ地震臨時情報の発信

南海トラフの西側でM8.1の地震が発生して、南海トラフ地震臨時情報が発信された。

1 南海トラフ地震臨時情報について

M6.8以上の地震が発生した場合やプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等が発生した場合、それらに対する調査を開始し、地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された際には、以下の3つのケースに応じた臨時情報が発信される。

(1) 半割れ（大規模地震M8.0以上）

南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

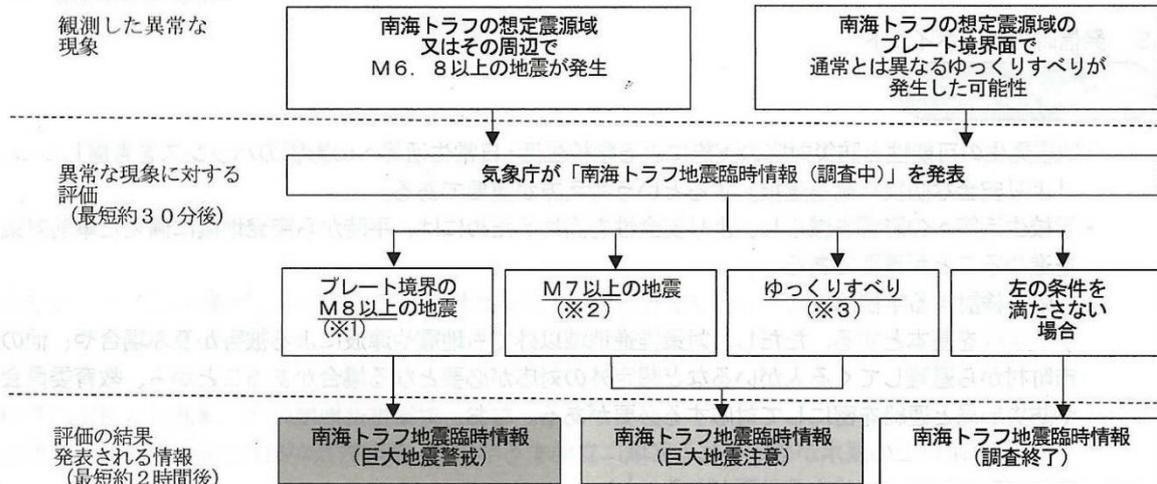
(2) 一部割れ（前震可能性地震M7.0以上8.0未満）

南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合（半割れケースの場合を除く）

(3) ゆっくりすべり

ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

2 防災対応の流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

	プレート境界のM8以上の地震 (半割れケース)	M7以上の地震 (一部割れケース)	ゆっくりすべり (ゆっくりすべりケース)
発生直後	●個々の状況に応じて避難等の防災対策を準備・開始		●今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応	巨大地震注意対応 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応
1週間			
2週間	巨大地震注意対応 (必要に応じて避難を自主的に実施)	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う	
すべりが収まったと評価されるまで 大規模地震発生まで	●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う

(1) 巨大地震警戒対応

- ・平時からの地震への備えを再確認する等
- ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難（高齢者等事前避難対象地域）
- ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域（住民事前避難対象地域）の住民は避難

(2) 巨大地震注意対応

- ・平時からの地震への備えを再確認する等

3 発信時の対応ポイント

基本的な考え

- ・地震発生の可能性と防災対応の実施による学校生活・日常生活等への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」という考え方が重要である。
- ・学校生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である。
- ・対応を検討する学校は、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「対策推進地域」という。）に立地する学校を基本とする。ただし、対策推進地域以外でも地震や津波による被害が及ぶ場合や、他の市町村から避難してくる人がいるなど想定外の対応が必要となる場合があることから、教育委員会や防災部局と連絡を密にして対応する必要がある。なお、対策推進地域のうち津波浸水想定において水深30cm以上の浸水が想定される区域に立地する学校は、市町村長が指定する「南海トラフ地震防災対策計画」を作成する必要がある。
- ・最初の地震発生後、最も警戒する期間は1週間を基本とする。

本県の対策推進地域

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町

本県の住民事前避難対象地域

※令和4年12月時点

館山市（船形、那古、北条、館山、西岬、旧神戸、旧富崎小学校区の指定されている地区）

情報発信時の学校の対応

- ・教育委員会及び防災部局と連絡を密にとり、後発地震の発生に備える。
- ・児童生徒に対して「平時からの地震への備え」や「情報発信された場合の防災対応」の再確認を、各教科、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間等で指導するとともに、保護者に対しても周知する。

情報発信された場合の防災対応

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）
 - ・個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始する。
 - ・今後の情報に注意
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）
 - ・平時からの地震への備えを再確認する等
 - ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難する。
 - ・地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難する。

「巨大地震警戒対応」開始からの通常の生活までの住民の地域別対応

	南海トラフ地震防災対策推進地域		
		事前避難対象地域	
		高齢者等事前避難対象地域	住民事前避難対象地域
最初の地震発生から 1週間	社会状況を踏まえて平時からの地震への備えを再確認等	要配慮者のみ避難	全住民が避難
地震発生後1週間から 2週間	平時からの地震への備えを再確認等	平時からの地震への備えを再確認等	平時からの地震への備えを再確認等
地震発生後 2週間以降	通常の生活	通常の生活	通常の生活

住民事前避難対象地域の立地する学校の対応について

地域区分	学校において計画等に記載すべき事項	学校における留意事項
住民事前避難対象地域	○ 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法について、対策計画に明示するものとする。この場合において、学校の置かれている状況等に応じ、児童生徒等の保護者の意見を聴取する等、実態に即した保護の方法を定めるよう留意するものとする。	○ 住民事前避難対象地域に位置する学校は、避難指示等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため、臨時休業等の適切な対応をとる。

- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
 - ・平時からの地震への備えを再確認する等（必要に応じて避難を自主的に実施）
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）
 - ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。

4 具体的な防災対応

平時からの地震への備えの再確認（例）

- ・安否確認手段の確認
- ・ロッカー等の固定・落下防止対策の確認
- ・非常持出物品の確認
- ・情報収集機器の動作確認
- ・ハザードマップの確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認など
- ・避難場所・避難経路の確認
- ・避難誘導手順の再確認
- ・避難訓練の実施
- ・出火・延焼防止に係る装備の確認
- ・保護者との連絡手段の取り決め
- ・児童生徒の引き渡しについて
- ・児童生徒を学校に留め置いた時の備蓄・装備の確認

施設設備等点検（例）

- ・主要設備の点検
- ・転倒・落下物の危険箇所の点検

児童生徒等及び職員の安全確保（例）

- ・通学路の危険箇所の確認、登校に係る交通機関の運行状況の確認
- ・通常どおりの活動をした場合に生命に危険が及ぶ場合には、避難指示等に従い避難
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・危険なところのできるだけ近づかない など

情報発信された場合の防災対応

揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に直ちに避難できる態勢の準備

- ・すぐに避難できる態勢の確保

避難に身を守るもの（防災頭巾やヘルメット等）を身近に置いておく。

- ・非常持出品の常時携帯

非常持出品を常時携帯するか、すぐに持ち出せるように一か所にまとめておく。

想定されるリスクからの身の安全を確保するための備え

- ・揺れによる倒壊への備え

先発地震で倒壊した建物や壊れやすいブロック塀等に近づくときには倒壊するリスクを意識する。

- ・土砂災害等への注意

先発地震により、土砂崩れの危険性が高まっている場所や地震発生後の津波からの避難が困難な地域に学校等が立地している際はリスクを想定し、速やかに避難できるようにする。

地震発生時に確実に身を守る行動をとるための備え

- ・緊急情報の取得体制の確保
- ・平時からの備えの再確認

北海道・三陸沖後発地震注意情報の発信

北海道・三陸沖でM7.2の地震が発生し、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された

1 北海道・三陸沖後発地震注意情報について

北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでM7.0以上の地震が発生した場合に情報が発信される。

本県で情報発信に伴い防災対応をとるべきエリア

銚子市、館山市、旭市、勝浦市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町

2 発信時の対応ポイント

基本的な考え

- ・先発地震発生後、特に1週間程度は平時よりも巨大地震の発生に注意する。
- ① 平時から地震への備え（事前防災対策）を徹底した上で注意情報が発信された場合には、地震への備えを再確認する。
- ② 直ちに避難できる準備等を徹底する。

情報発信時の学校の対応

- ・教育委員会及び防災部局と連絡を密にとり、後発地震の発生に備える。
- ・児童生徒に対して「平時からの地震への備え」や「情報発信された場合の防災対応」の再確認を、各教科、特別活動及び総合的な学習（探究）の時間等で指導するとともに、保護者に対しても周知する。

3 具体的な防災対応

平時からの地震への備えの再確認（例）

- ・安否確認手段の確認
- ・ロッカー等の固定・落下防止対策の確認
- ・非常持出物品の確認
- ・情報収集機器の動作確認
- ・ハザードマップの確認
- ・発災時の職員の役割分担の確認など
- ・避難場所・避難経路の確認
- ・避難訓練の実施
- ・避難誘導手順の再確認
- ・出火・延焼防止に係る装備の確認
- ・保護者との連絡手段の取り決め
- ・児童生徒の引き渡しについて
- ・児童生徒を学校に留め置いた時の備蓄・装備の確認

施設設備等点検（例）

- ・ 主要設備の点検
- ・ 転倒・落下物の危険箇所の点検

児童生徒等及び職員の安全確保（例）

- ・ 通学路の危険箇所の確認、登校に係る交通機関の運行状況の確認
- ・ 通常どおりの活動をした場合に生命に危険が及ぶ場合には、避難指示等に従い避難
- ・ 屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・ 危険なところにてできるだけ近づかない など

情報発信された場合の防災対応

揺れを感じたり、津波警報等が発表されたりした場合に直ちに避難できる態勢の準備

- ・ すぐに避難できる態勢の確保
避難に身を守るもの（防災頭巾やヘルメット等）を身近に置いておく。
- ・ 非常持出品の常時携帯
非常持出品を常時携帯するか、すぐに持ち出せるように一か所にまとめておく。

想定されるリスクからの身の安全を確保するための備え

- ・ 揺れによる倒壊への備え
先発地震で倒壊した建物や壊れやすいブロック塀等に近づくときには倒壊するリスクを意識する。
- ・ 土砂災害等への注意
先発地震により、土砂崩れの危険性が高まっている場所や地震発生後の津波からの避難が困難な地域に学校等が立地している際はリスクを想定し、速やかに避難できるようにする。

地震発生時に確実に身を守る行動をとるための備え

- ・ 緊急情報の取得体制の確保
- ・ 平時からの備えの再確認

(2) 津波発生時

津波・大津波警報発令

災害対策本部の設置

- ・ 校長（本部長）、教頭（副本部長）、教務主任は直ちに災害対策本部を設置する。
- ・ 注意報・警報に関する情報収集をする。

避難指示(教頭)

- ・ 避難経路・避難場所・避難開始の指示
- ※地震発生後、約3分で気象庁から津波警報・注意報が発表。

想定外の津波が来ると判断した場合

避難開始(1次避難)

- ・ 避難指示（教頭）により、児童を3階へ避難誘導する。
 - ・ 各学年避難経路を戻って3階へ向かう。
- ※状況に応じて経路を変更する。

—第1次避難場所—

教室	避難学級
4の1	3年・4年
5の1	2年・5年
6の1	1年・6年
少人数	本部、その他教員

避難開始(2次避難)

- ・ 避難指示（教頭）により、児童を「5年→2年→6年→1年→4年→3年」の順に3階から屋上に避難誘導する。
- ※担任が先頭を歩き、学級1列で階段を上る。
- ・ 担任以外の職員は、低学年の支援をする。

集合・点呼(学級担任)

出席数、欠席数、行方不明人数、異常の有無を確認し、教頭に報告
教頭は校長に報告

—報告例—

- ・ ○年○組、在籍○名、欠席○名、○名全員異常なし
- ・ ○年○組、避難○名、欠席○名、○名行方不明（分かれば氏名も）

児童の安全確認(担任・養護)

- ・ 児童の安全確認をする。
 - ・ 状況を本部に報告する。
 - ・ 養護教諭は応急手当をする。
 - ・ 負傷児童の保護者への連絡をする。（携帯電話）
- 報告事項—

- ①当日出席児童数
- ②避難完了児童数
- ③不明児童数（わかる場合は氏名も）
- ④負傷児童氏名と状況

津波・大津波警報解除後

児童の引渡し

- ・ 学校メール配信により、児童の引渡しを行うことを保護者に連絡する。
- ※通信機器が使用不可の場合は、学校で児童引渡しとなることを伝えておく。
- ・ 引渡し予定者の確認が取れた児童から引き渡す。
- ・ 児童引渡し完了後、本部へ連絡する。

避難命令発令

避難所の開設

- ・ 講堂を開放する。
- ・ グラウンドを駐車場とする。
- ・ 市の職員・消防団と連携し、対応をする。

(3) 風水害発生時



7 災害発生時予想される被害と対処

(1)地震発生時

場 所	予想される被害	教師の行動
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 ・蛍光灯が割れ、落下する。 ・棚の物が落下してくる。 ・本が落下する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓から児童を離す。 ・机の下にもぐらせ、頭部を保護させる。 ・ヘルメットをかぶらせる。 ・児童を棚や本棚から離す。
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 ・蛍光灯が割れ、落下する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を教室に入れ、机の下にもぐらせる。 ・姿勢を低くし、頭部を保護させる。
音楽室	<ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 ・蛍光灯が割れ、飛散する。 ・棚の楽器やテレビ、オーディオ等が落下する。 ・ピアノが動く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓から児童を離す。 ・椅子の下にもぐらせ、頭部を保護させる。 ・児童を棚から離す。 ・教師はできる範囲でピアノをおさえる。
音楽準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 ・蛍光灯が割れ、飛散する。 ・棚が倒れ、中の物が飛散する。 ・オルガンが動く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓から児童を離す。 ・姿勢を低くし、頭部を保護させる。 ・児童を棚から離す。
放送室	<ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 ・蛍光灯が割れ、飛散する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送室から出し、職員室の机にもぐらせる。
家庭科室	<p>〈通常時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 ・蛍光灯が割れ、飛散する。 ・食器棚が倒れ、食器等が飛散する。 <p>〈調理中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 ・蛍光灯が割れ、飛散する。 ・ガス栓が外れ、ガスが漏れる。 ・ガスに火が引火し、火災が起こる。 ・フライパンや鍋が落下する。 ・包丁や皿が落下する。 	<p>〈通常時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机の下にもぐらせ、頭部を保護させる。 ・食器等から離す。 <p>〈調理中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すぐに火を止めさせる。 ・ガスの元栓を閉める。 ・机の下にもぐらせ、頭部を保護させる。 ・包丁や皿等の落下物に気をつけさせる。 ・小規模火災発生時は、可能な範囲で初期消火に努める。
コンピューター室	<ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 ・蛍光灯が割れ、飛散する。 ・パソコンが落下する。 ・棚が倒れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・机の下にもぐらせ、頭部を保護させる。 ・パソコン等の落下物に気をつけさせる。 ・棚から離れさせる。
言葉の教室	<ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 ・蛍光灯が割れ、飛散する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・机の下にもぐらせ、頭部を保護させる。
図書室	<ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本棚から離れさせる。

	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光灯が割れ、飛散する。 ・本棚が倒れる。 ・本やパソコンが落下する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・机の下にもぐらせ、頭部を保護させる。
保健室	<ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 ・蛍光灯が割れ、飛散する。 ・薬品棚が倒れる。 ・冷蔵庫が倒れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・机あるいはベッドの下にもぐらせ、頭部を保護させる。 ・飛散した物に気をつけさせる。
理科室	<p>〈通常時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 ・蛍光灯が割れ、飛散する。 ・棚の実験用具が落下する。 <p>〈実験中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコールランプが倒れ、火災が発生する。 ・薬品がこぼれる。(場合によっては気化) する。 ・実験用具が落下する。 	<p>〈通常時〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・机の下にもぐらせ、頭部を保護させる。 ・落下物に気をつけさせる。 ・棚から離れさせる。 <p>〈実験中〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験を中止させ、火を消させる。 ・机の下にもぐらせ、頭部を保護させる。 ・薬品や実験用具等の落下物に気をつけさせる。 ・小規模火災発生時は、可能な範囲で初期消火に努める。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 ・個室の仕切りが外れ、倒れる。 ・ドアが開かなくなる。(個室) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個室のドアを開けさせる。 ・可能であれば近くの教室に入らせ、机の下にもぐらせる。 ・窓から離れさせる。 ・落下物に気をつけさせる。
講堂	<p>〈フロア〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 ・天板が落下する。 ・バスケットゴールが落下する。 ・照明が落下する。 <p>〈ステージ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピアノが動く。 ・照明やバトン等が落下する。 <p>〈倉庫〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 ・蛍光灯が割れ、飛散する。 ・用具が散乱する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・倉庫内にいる児童をフロアに出す。 ・児童を講堂中央に集め、しゃがませる。 ・天井からの落下物に気をつけさせる。
グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・地割れが起きる。 ・遊具やサッカーゴールが倒れる。 ・木が倒れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童をグラウンド中央に集め、しゃがませる。 ・近くで地割れが発生した場合は、地割れから離す。
プール	<ul style="list-style-type: none"> ・プール底に亀裂が入り、水がぬけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童をプールから上げ、安全なプール

	<ul style="list-style-type: none"> る。 ・トイレの窓や鏡が割れ、飛散する。 	<ul style="list-style-type: none"> サイドでしゃがませる。 ・割れたガラスには近づかせない。
--	---	---

(2)津波発生時

場 所	予想される被害	教師の行動
1・2階部	<ul style="list-style-type: none"> ・海水が流れ込み、机や椅子等が流される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・津波到達前に、すべての児童を三階及び屋上へ避難させる。
校舎全体	<ul style="list-style-type: none"> ・水圧で鉄骨が歪み、建物全体が傾く。 ・停電する。 ・階段が流され、1・2階へ降りられなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・衝撃に備え、児童を柱や柵等につかまらせる。 ・停電に備え、懐中電灯や毛布等を3階へ運ぶ。 ・ロープを3階へ運ぶ。

(3)風水害発生時

場 所	予想される被害	教師の行動
各教室・講堂	<ul style="list-style-type: none"> ・窓が割れ、飛散する。 ・停電が起こる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を窓から離す。 ・停電に備え、懐中電灯やストーブ等を用意する。
グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・プランター等が散乱する。 ・サッカーゴールが動く、もしくは倒れる。 ・樹木が倒れたり、枝が折れて飛ばされたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童を教室に戻し、待機させる。 ・暴風雨の予想が可能であれば、遊具やサッカーゴールを固定したり、飛びそうなものを倉庫等にしまったりする。

(4)心のケア

1. 災害発生前の準備

災害による影響が心身に出てくるケースもあることから、より一層のきめ細かな観察をし、状態によっては心のケアを行う必要性が出てくることを想定した準備を行う。

①教職員への危機管理に対する啓発

- ・全教職員の安否確認などの連絡方法を整備する
- ・避難の際にパニックになりやすい児童生徒への対応について、教職員で検討する
- ・心のケアに関する職員研修

②保護者への危機管理に対する啓発

- ・避難訓練に合わせて、災害時に起こるうる心身の変化について保健だよりを配付する

③外部関係機関の把握と連携

2. 災害発生時の動き

①サインを見逃さない手立て

- ・安否確認
- ・家庭訪問
- ・避難所訪問
- ・家庭連絡
- ・健康観察
- ・アンケート
- ・教育相談

②サインに気づいたら

- ・教育相談
- ・家庭訪問
- ・避難所訪問
- ・家庭連絡
- ・教職員、心の相談員、保護者、外部機関の連携

3. 災害発生時の対応手順

自然災害発生



【発生直後から1週間の対応】

主な対応	担当
『災害時における心のケアサポートブック』*1の確認	全職員
安否確認、被災状況の確認	担任・全職員
心身の健康状態の確認（家庭訪問・避難所訪問・家庭連絡）	担任・全職員
教育相談（家庭訪問・避難所訪問・家庭連絡）	担任・教育相談担当・全職員
職員間での情報共有と連携（打ち合わせ・心のケア会議）	全職員

*1 令和2年度 山武市養護教諭会作成（保健室に保管）

『災害時における心のケアサポートブック』資料一覧

- ・安否確認チェック表
- ・心身健康チェックリスト
- ・危機発生時の健康観察
- ・児童生徒の心の理解とケア
- ・保健だより
- ・心のアンケート
- ・外部機関一覧
- ・心のサポート授業資料
- ・職員心身健康チェックリスト
- ・PTSDに対する対応

災害後、休校せず学校が再開となった場合

災害後、休校となった場合

【学校再開から3か月後くらいまでの対応】

学校再開

【発生1週間から休校1か月後くらいまでの対応】

主な対応	担当
保健だよりの発行（児童生徒向け・保護者向け）	養護
心身の健康状態の確認（健康観察の強化・心身の健康チェックアンケートの実施）	担任・養護・全職員・心の相談員
教育相談・心のケアの実施	担任・教育相談担当・全職員
職員間での情報共有と連携（打ち合わせ・心のケア会議）	全職員
保護者との連携	担任
心の相談員や外部機関との連携	管理職・養護
心のサポート授業の実施	担任
職員の心身の健康チェックの実施	管理職・養護

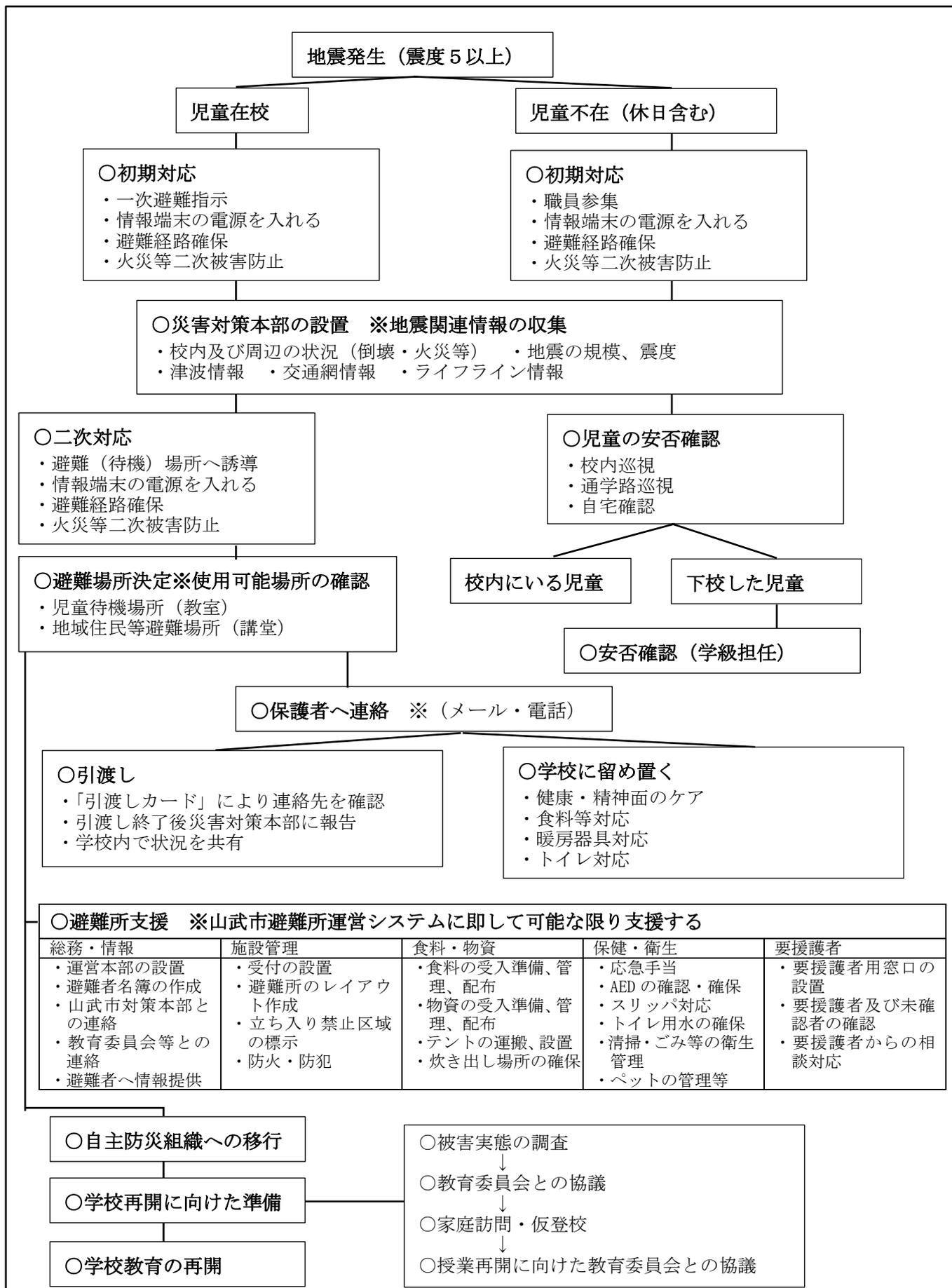
主な対応	担当
心身の健康状態の確認（家庭訪問・避難所訪問・家庭連絡）	担任・全職員
教育相談・心のケア（家庭訪問・避難所訪問・家庭連絡）	担任・教育相談担当・全職員
職員間での情報教諭と連携（打ち合わせ・心のケア会議）	全職員
心の相談員や外部機関との連携	管理職・養護
職員の心身の健康チェックの実施	管理職・養護

※休校が、1か月を超えた場合は、心身の健康状態をより細かく確認するため、【学校再開時】と同じ手順をとる。

【学校再開3か月から6か月後】

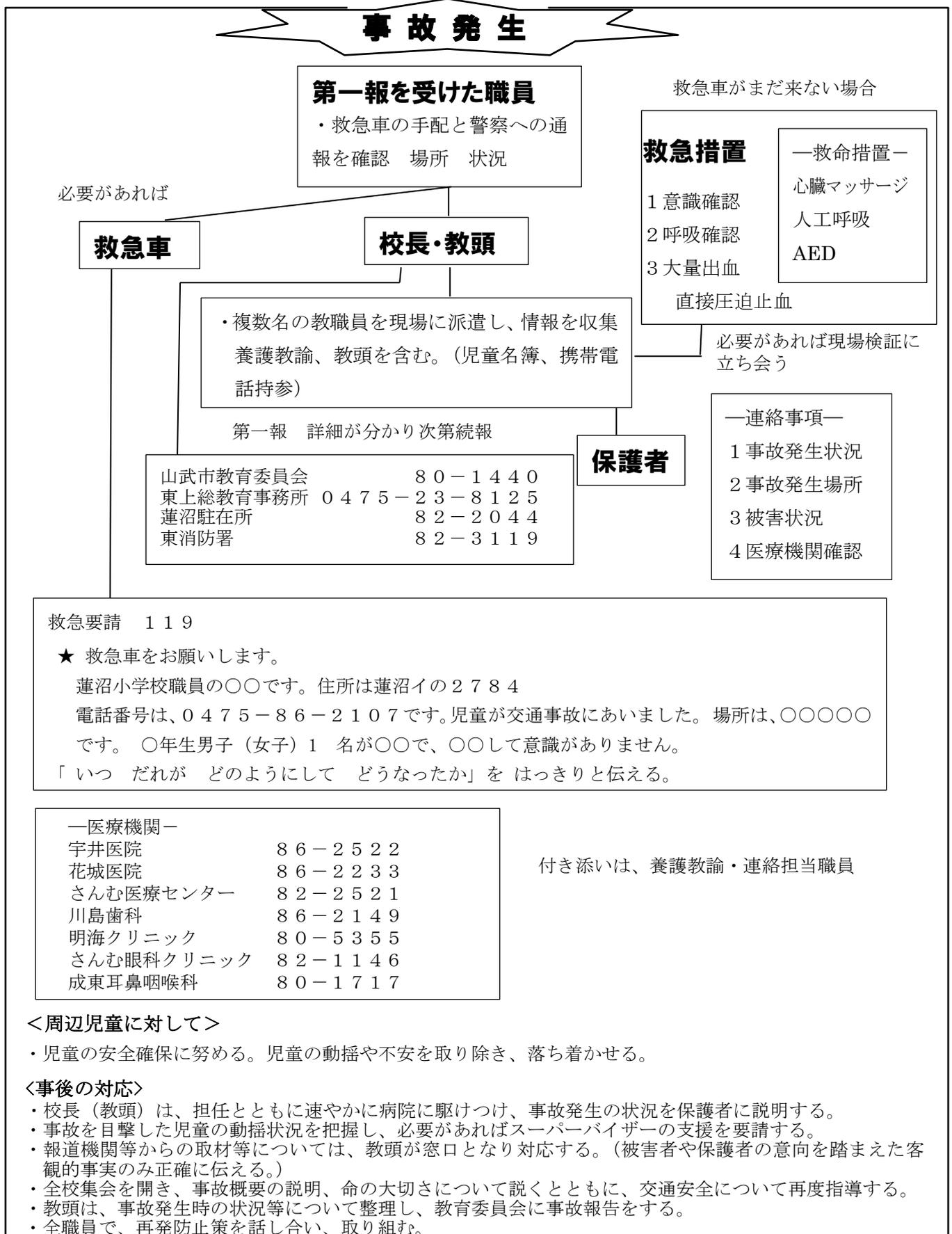
主な対応	担当
心身の健康状態の確認（健康観察の強化・心身の健康チェックアンケートの実施）	担任・養護・全職員・心の相談員
教育相談・心のケアの実施（特にPTSDに対する対応）	担任・教育相談担当・全職員・心の相談員
職員間での情報共有と連携（打ち合わせ・心のケア会議）	全職員
心の相談員や外部機関との連携	管理職・養護
職員の心身の健康チェックの実施	管理職・養護

8 震災時避難所支援の例



9 事故発生時対処の例

(1) 登下校中の交通事故



救急要請 1 1 9

★ 救急車をお願いします。

蓮沼小学校職員の〇〇です。住所は蓮沼イの2784
 電話番号は、0475-86-2107です。児童が交通事故にあいました。場所は、〇〇〇〇〇〇
 です。〇年生男子(女子)1名が〇〇で、〇〇して意識がありません。
 「いつ だれが どのようにして どうなったか」をはっきりと伝える。

—医療機関—	
宇井医院	8 6 - 2 5 2 2
花城医院	8 6 - 2 2 3 3
さんむ医療センター	8 2 - 2 5 2 1
川島歯科	8 6 - 2 1 4 9
明海クリニック	8 0 - 5 3 5 5
さんむ眼科クリニック	8 2 - 1 1 4 6
成東耳鼻咽喉科	8 0 - 1 7 1 7

付き添いは、養護教諭・連絡担当職員

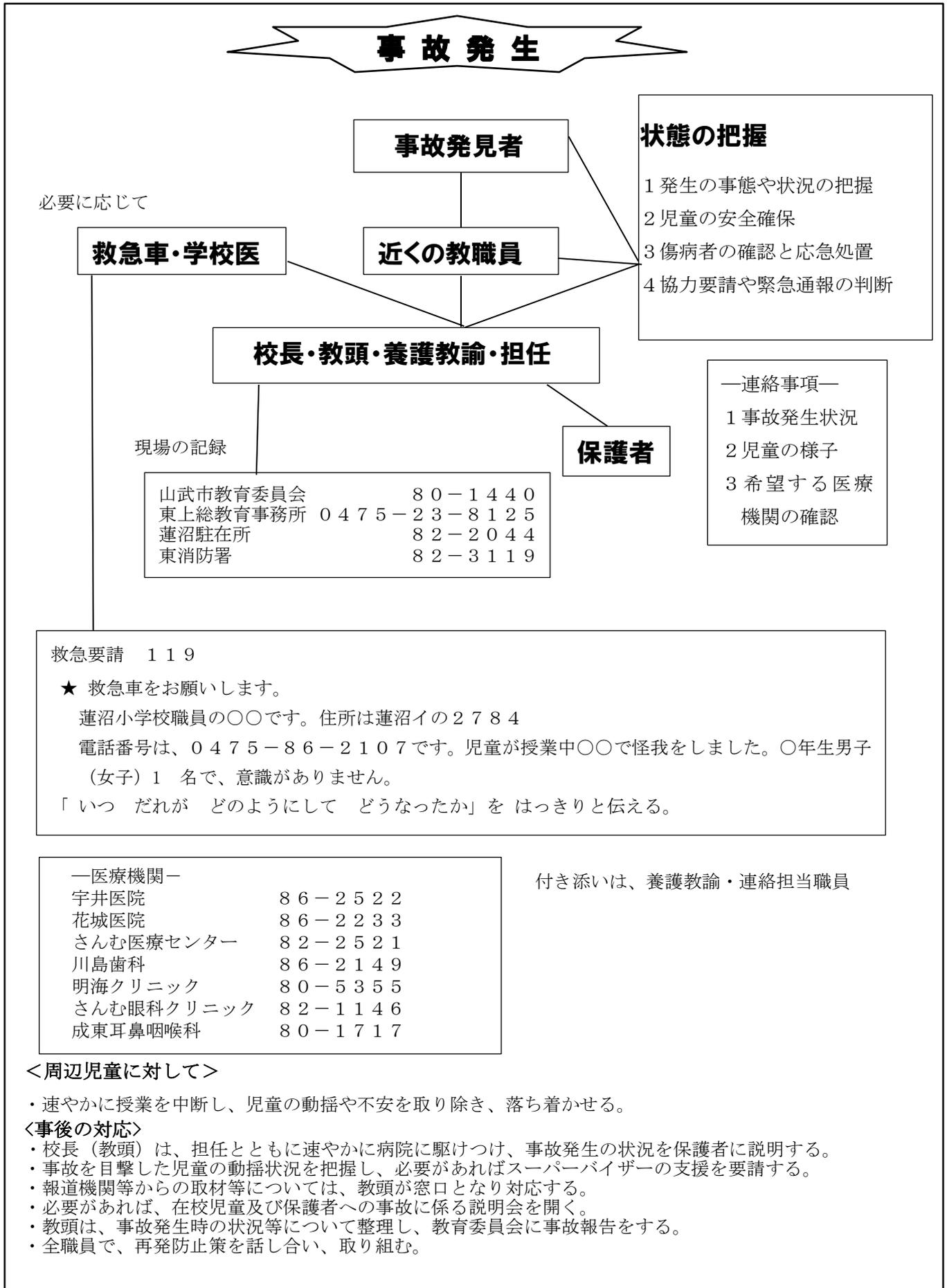
<周辺児童に対して>

- ・ 児童の安全確保に努める。児童の動揺や不安を取り除き、落ち着かせる。

<事後の対応>

- ・ 校長(教頭)は、担任とともに速やかに病院に駆けつけ、事故発生の状況を保護者に説明する。
- ・ 事故を目撃した児童の動揺状況を把握し、必要があればスーパーバイザーの支援を要請する。
- ・ 報道機関等からの取材等については、教頭が窓口となり対応する。(被害者や保護者の意向を踏まえた客観的事実のみ正確に伝える。)
- ・ 全校集会を開き、事故概要の説明、命の大切さについて説くとともに、交通安全について再度指導する。
- ・ 教頭は、事故発生時の状況等について整理し、教育委員会に事故報告をする。
- ・ 全職員で、再発防止策を話し合い、取り組む。

(2) 授業中の事故



救急要請 1 1 9

★ 救急車をお願いします。

蓮沼小学校職員の〇〇です。住所は蓮沼イの2784

電話番号は、0475-86-2107です。児童が授業中〇〇で怪我をしました。〇年生男子(女子)1名で、意識がありません。

「いつ だれが どのようにして どうなったか」をはっきりと伝える。

—医療機関—

宇井医院	8 6 - 2 5 2 2
花城医院	8 6 - 2 2 3 3
さんむ医療センター	8 2 - 2 5 2 1
川島歯科	8 6 - 2 1 4 9
明海クリニック	8 0 - 5 3 5 5
さんむ眼科クリニック	8 2 - 1 1 4 6
成東耳鼻咽喉科	8 0 - 1 7 1 7

付き添いは、養護教諭・連絡担当職員

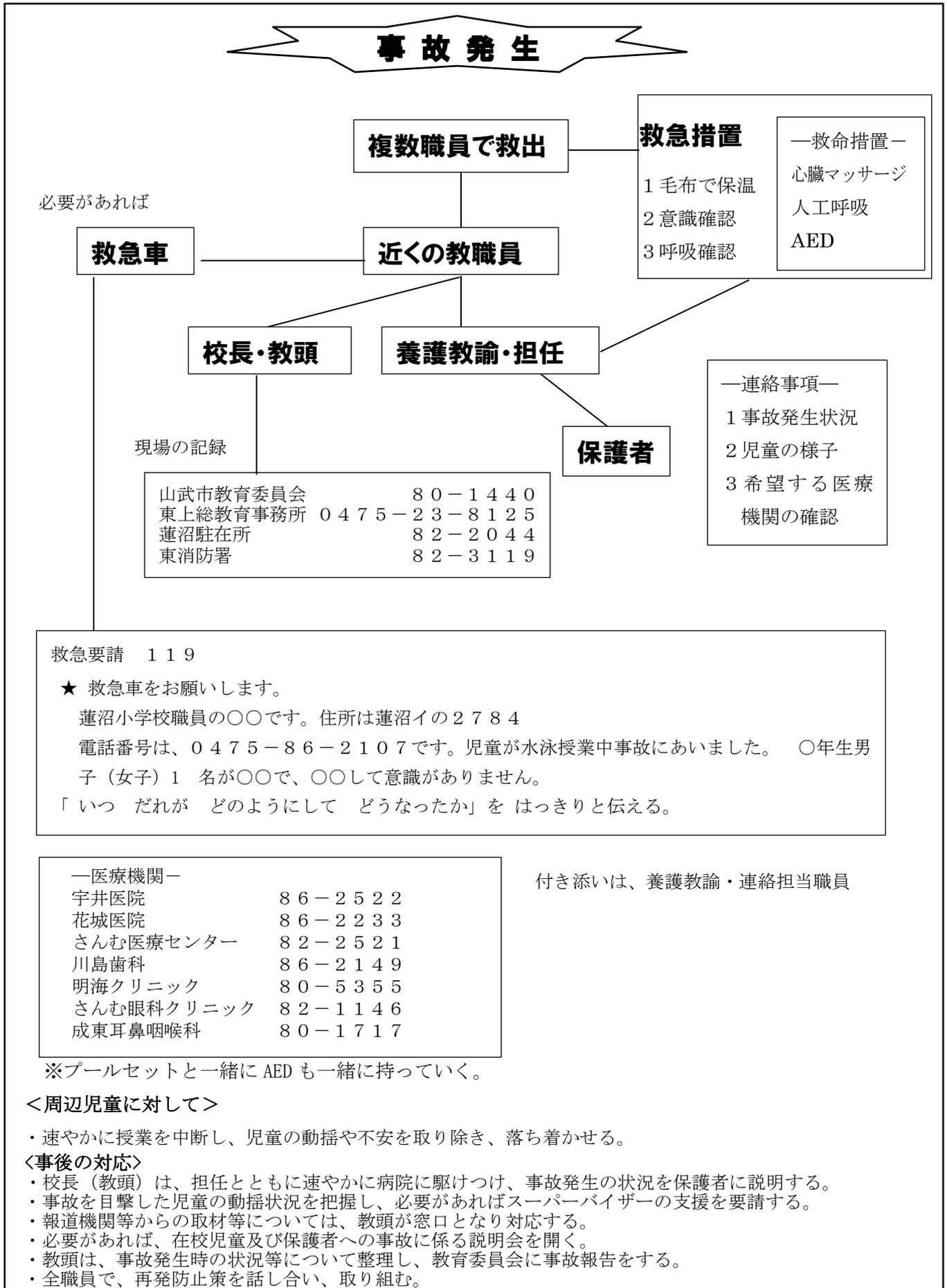
＜周辺児童に対して＞

- ・速やかに授業を中断し、児童の動揺や不安を取り除き、落ち着かせる。

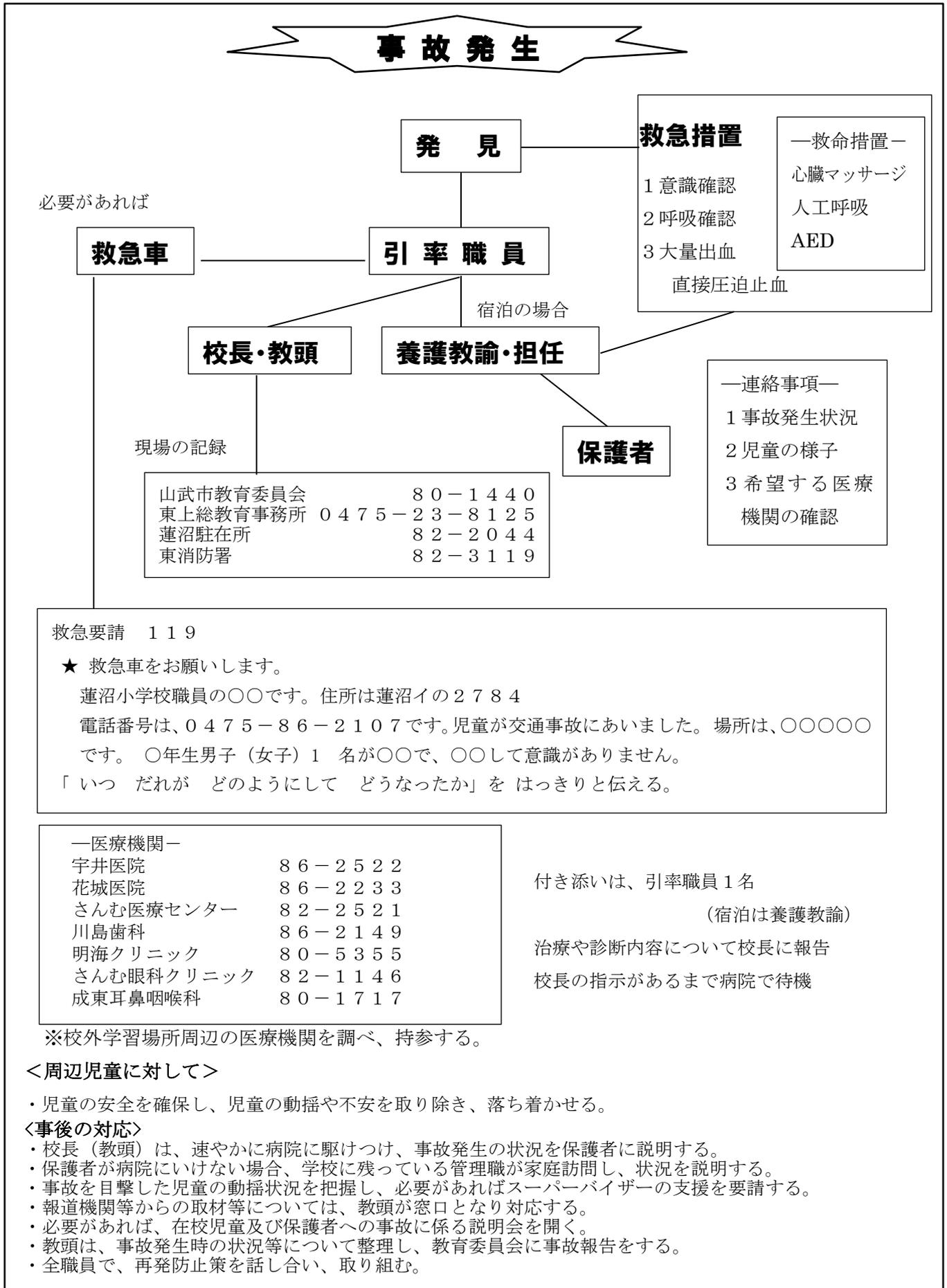
＜事後の対応＞

- ・校長（教頭）は、担任とともに速やかに病院に駆けつけ、事故発生の状況を保護者に説明する。
- ・事故を目撃した児童の動揺状況を把握し、必要があればスーパーバイザーの支援を要請する。
- ・報道機関等からの取材等については、教頭が窓口となり対応する。
- ・必要があれば、在校児童及び保護者への事故に係る説明会を開く。
- ・教頭は、事故発生時の状況等について整理し、教育委員会に事故報告をする。
- ・全職員で、再発防止策を話し合い、取り組む。

・水泳授業中の事故



(3) 校外活動中の事故



救急要請 1 1 9

★ 救急車をお願いします。

蓮沼小学校職員の〇〇です。住所は蓮沼イの2784

電話番号は、0475-86-2107です。児童が交通事故にあいました。場所は、〇〇〇〇〇

です。〇年生男子(女子)1名が〇〇で、〇〇して意識がありません。

「いつ だれが どのようにして どうなったか」をはっきりと伝える。

—医療機関—

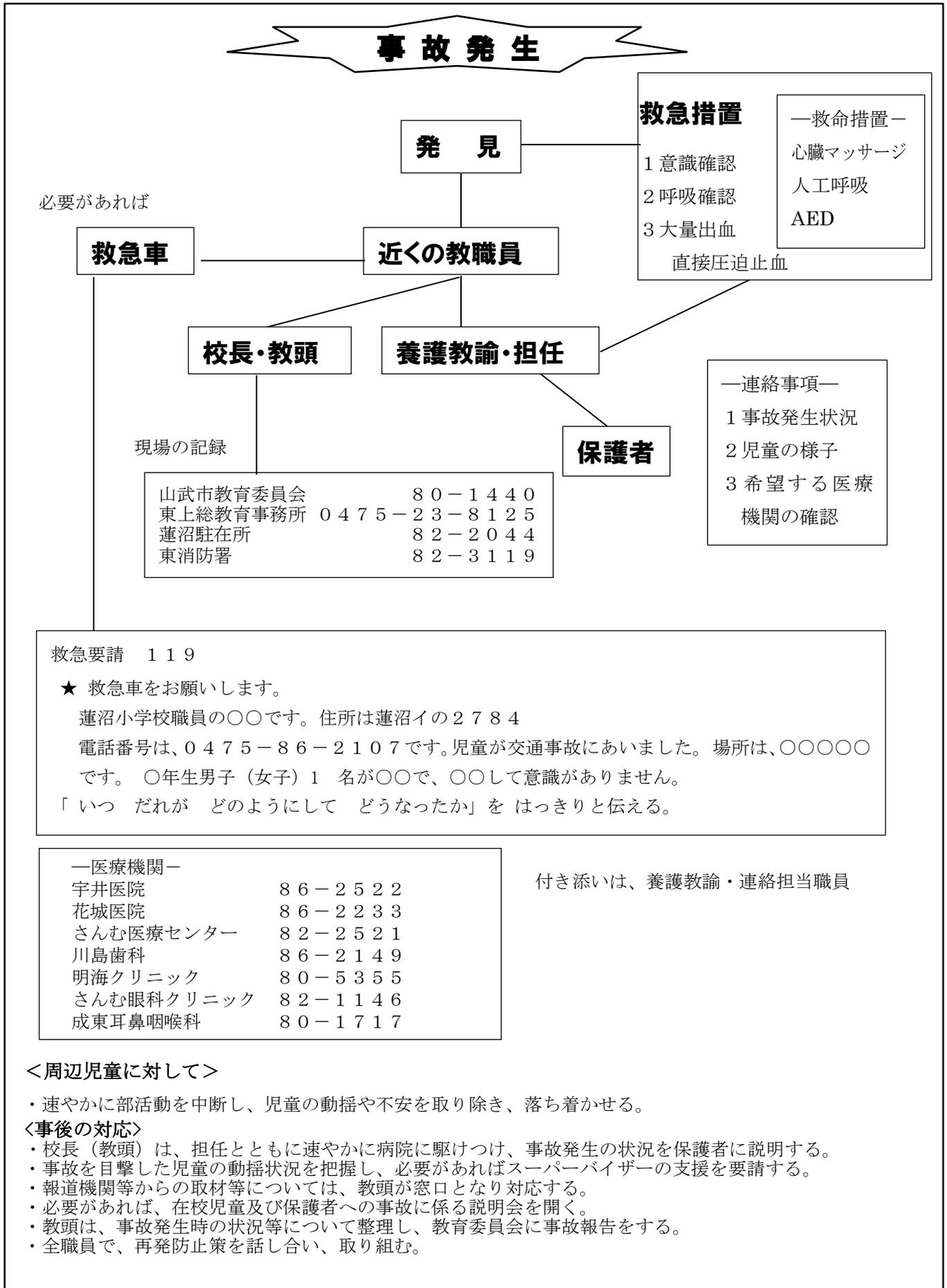
宇井医院	8 6 - 2 5 2 2
花城医院	8 6 - 2 2 3 3
さんむ医療センター	8 2 - 2 5 2 1
川島歯科	8 6 - 2 1 4 9
明海クリニック	8 0 - 5 3 5 5
さんむ眼科クリニック	8 2 - 1 1 4 6
成東耳鼻咽喉科	8 0 - 1 7 1 7

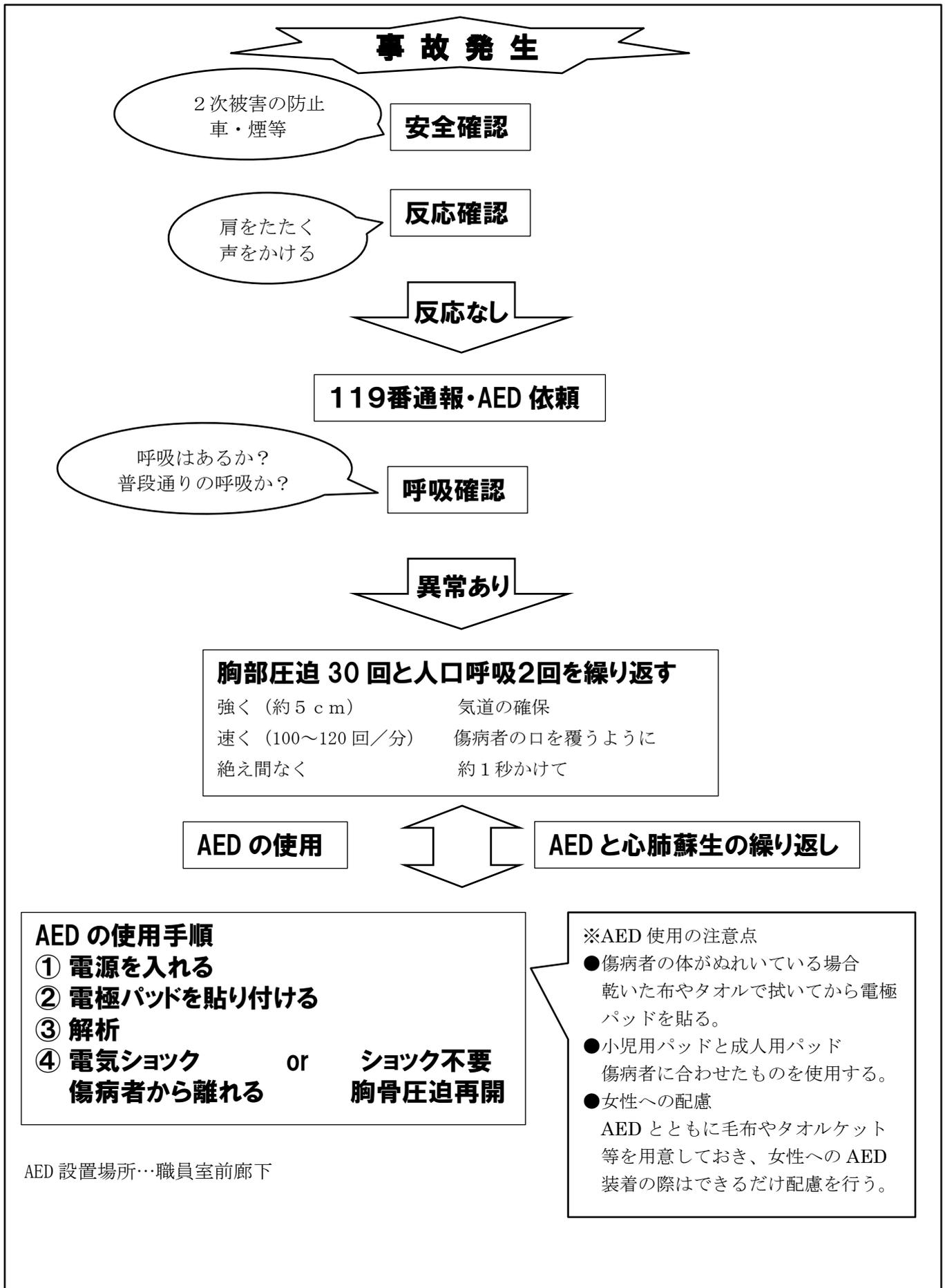
付き添いは、引率職員1名
(宿泊は養護教諭)

治療や診断内容について校長に報告

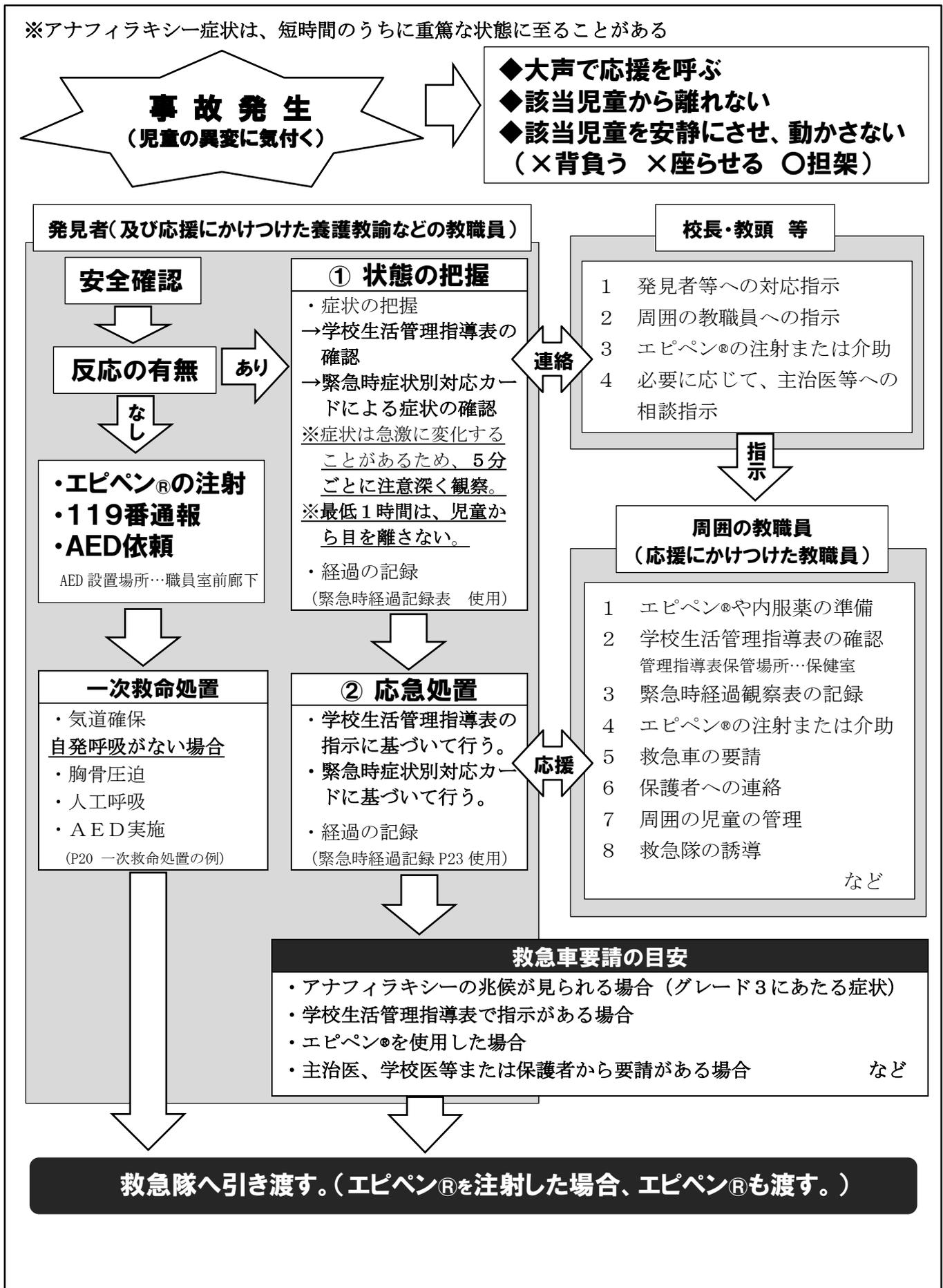
校長の指示があるまで病院で待機

(4) 運動部活中の事故





11 アナフィラキシー症状の対処の例



エピペンの使い方

【エピペン®の使用手順】

① オレンジ色の先端を下に向け、
エピペン®を利き手でしっかり握る。



② もう片方の手で青色の安全キャップを外す。



③ 太ももの前外側に垂直になるように
オレンジ色の先端をあてる。



④ バチンと音がするまで
強く押し付け、数秒間待つ。
「1、2、3、4、5」



⑤ 垂直に引き抜き、オレンジ色が伸びていれば
完了。伸びていない場合は再度①②③④を行う。



⑥ 注射した部位を10秒間マッサージする。



⑦ 使用済みのエピペン®は、オレンジ色側から
ケースに戻し、使用後は救急隊に渡す。



緊急の場合には、
衣服の上からでも注射できる。



エピペン®は、本人、もしくは保護者が自ら注射する
目的で作られたものです。

しかし、エピペン®が手元にあるながら、症状によっ
ては児童生徒が自己注射できない場合も考えられま
す。

救命の現場に居合わせた教職員が、エピペン®を自ら
注射できない状況にある児童生徒に代わって注射する
ことは、医師法違反になりません。

人命救助の観点から、緊急時に備えて教職員の誰も
がエピペン®を使用できるようにしておくことが大切
です。



※山武市教育委員会「山武市小中学校食物アレルギー対応マニュアル」より

食物アレルギーによる 緊急時 症状別 対応カード

※下記の症状は一例であり、その他の臓器症状で判断に迷う場合は、グレード2以上の対応を行う

☆異変に気づく(発見者)

該当児童生徒を「動かさない」が基本
(背負う・座らせるは×。担架のみ)

原因食物が皮膚についたとき

洗い流す(触った手で眼をこすらない)

眼症状(かゆみ・充血・むくみ)

洗眼後、抗アレルギー薬、ステロイドがあれば点眼する

原因食物を口に入れたとき

口から出させたり、吐かせたりして口をすすぐ

発見者(職員)

- ・他の職員へ応援要請
- ・周囲の安全確認
- ・応急処置(状態に把握)
 - ①意識・呼吸・脈など確認
 - ②足を頭より高くし嘔吐に備え、顔を横向きにした状態で寝かせる

応援職員

- ・保護者へ連絡(管理職へ報告)
- ・必要に応じて119番通報(エピペン処方者の有無を伝える)
- ・AEDの準備
- ・食物アレルギー個別支援プラン・緊急時対応経過記録表などの準備

グレード1(要経過観察)

症状 **何となく元気がない**

- 部分的なじんましん 赤み 弱いかゆみ
唇やまぶたの腫れ(軽度)
- 単発の咳 鼻水 鼻づまり
- 軽い腹痛・単発の嘔吐

グレード1(嚴重に経過観察)

対応**内服・安静・嚴重に経過観察(最低1時間)**

- ◆安静(保護者へ連絡・受診を勧める)
- ◆必要に応じて、学校医(主治医)に連絡し指示を受ける
- ◆緊急時薬があれば、内服
- ◆エピペンの用意(※注意:他人のエピペンは使用不可)

グレード2(重症化危険あり)

症状 **横になりたがる・元気なし**

- 広範囲のじんましん 赤み 強いかゆみ
顔面の腫れ・明らかな唇やまぶたの腫れ
- 時々繰り返す咳
- 明らかな腹痛・複数回の嘔吐や下痢

グレード2(重症化の危険あり)

対応**内服・安静・エピペン、AED使用の準備**

- ◆必要に応じて、学校医(主治医)に連絡し指示を受ける
- ◆緊急時薬があれば、内服
- ◆エピペンを用意。**皮膚症状+他の症状ありで接種**
- ◆安静・医療機関へ受診(保護者へ連絡)

グレード3(重症) アナフィラキシー

症状 **ぐったり・立ち上がれない**

- ショック
(顔面蒼白・虚脱・冷や汗・血圧低下・脈がふれない・呼吸不全・意識消失)
- 咳込み
- 呼吸困難(息苦しさ・声がれ)
- ぜい鳴(ゼーゼーの呼吸音)
- チアノーゼ
- 飲み込みが辛い(咽頭喉頭浮腫)
- 強い腹痛・繰り返す嘔吐・下痢

グレード3(重症)

対応**救急車要請・エピペン接種(処方者)のみ**

- ◆救急車要請、医療機関受診
- ◆緊急時薬があれば内服
- ◆**エピペン接種(処方者のみ)**

真ん中を握り持つ。上部のふたを開ける。
太もも外側にカチッとするまで押しつける。
(服の上からOK)数秒待つ。
針が出ていたらOK。
その後、よくもむ。
(ケースにしまい、病院へ持っていく)

- ◆必要に応じて、心肺蘇生開始。(AED使用)

※アナフィラキシー症状を起こしたことのある児童生徒は、症状に関わらず、即、エピペン接種とともに救急車要請

※山武市教育委員会「山武市小中学校食物アレルギー対応マニュアル」より

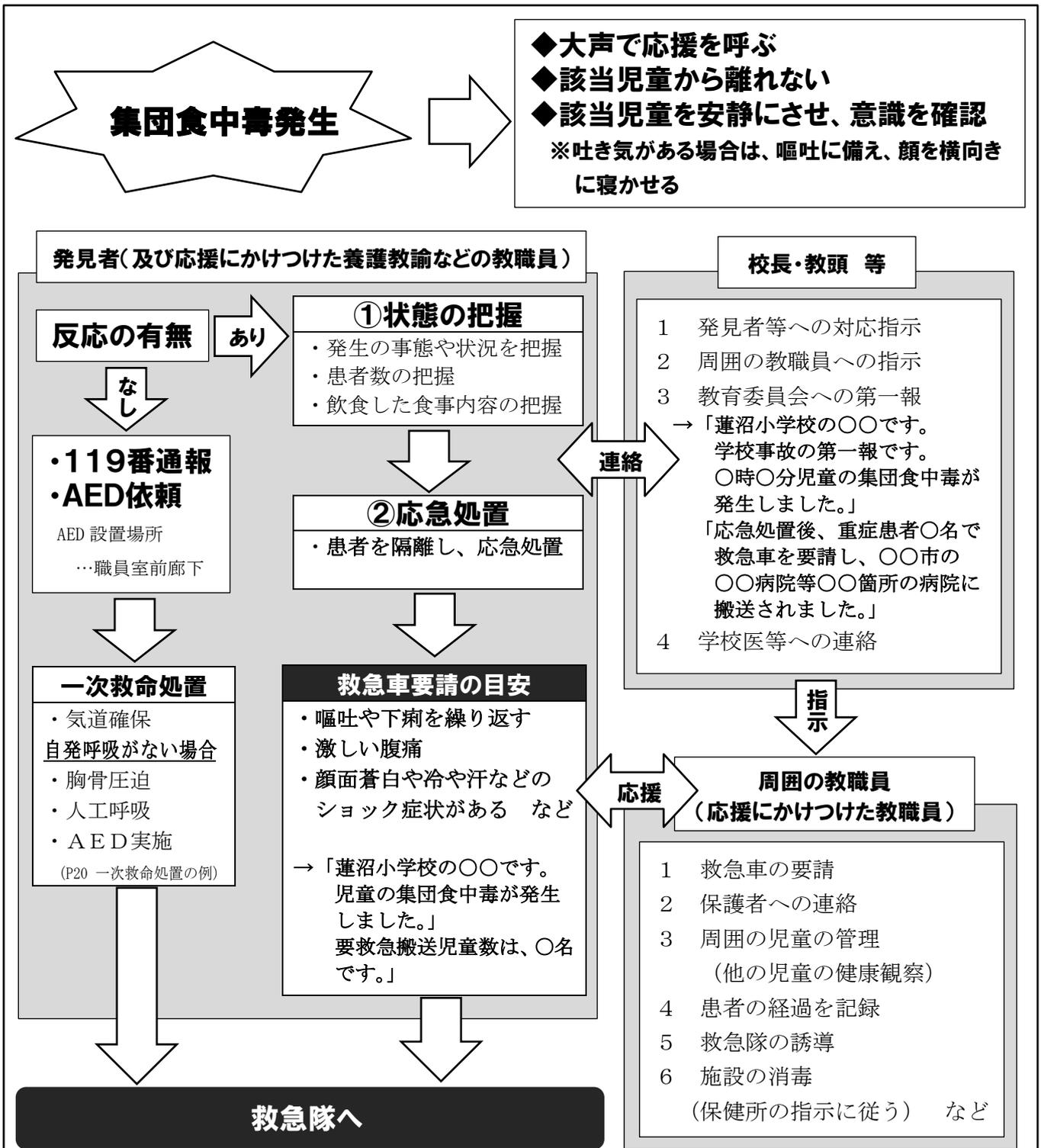
食物アレルギー緊急時経過記録表

児童生徒氏名() 記載者名()

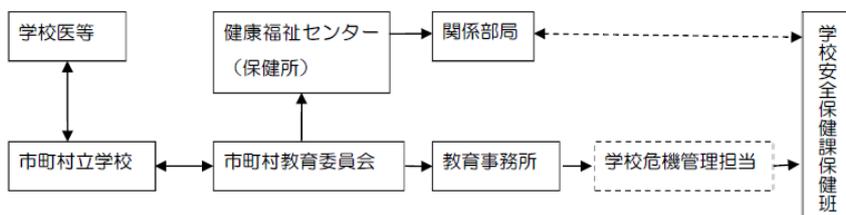
1	食べた時刻	年 月 日 時 分							
2	食べた状況	食べた物()・量()・場所()							
3	処置	アレルギーの除去	<input type="checkbox"/> 口の中の物を取り除く <input type="checkbox"/> 口をすすぐ <input type="checkbox"/> 手を洗う <input type="checkbox"/> 目や顔を洗う						
		緊急時処方薬	内服薬()	時	分				
			吸入薬()	時	分				
		エピペン	エピペンを準備, 本人に持たせる		時	分			
エピペンを注射(打った人)			時	分					
4	救急車	救急車要請時刻	時	分	救急車到着時刻	時	分		
5	医療機関	医療機関連絡時刻	時	分	医療機関到着時刻	時	分		
6	医療機関搬送先								
7	保護者へ連絡	連絡時刻	時	分	連絡した者				
		連絡した内容							
8	症状	グレード1	<input type="checkbox"/> 部分的なじんましん, 赤み, 弱いかゆみ	時	分				
			<input type="checkbox"/> 軽い唇やまぶたの腫れ	時	分				
			<input type="checkbox"/> 鼻汁, 鼻閉, 単発の咳	時	分				
			<input type="checkbox"/> 軽い腹痛, 単発の嘔吐	時	分				
			<input type="checkbox"/> 何となく元気がない	時	分				
		グレード2	<input type="checkbox"/> 広範囲のじんましん, 赤み, 強いかゆみ	時	分				
			<input type="checkbox"/> 明らかな唇やまぶた, 顔面の腫れ	時	分				
			<input type="checkbox"/> 時々繰り返す咳	時	分				
			<input type="checkbox"/> 明らかな腹痛, 複数回の嘔吐や下痢	時	分				
			<input type="checkbox"/> 元気がない, 横になりたがる	時	分				
		グレード3	<input type="checkbox"/> 飲み込み辛さ	時	分				
			<input type="checkbox"/> 咳き込み, 声かれ, 喘鳴, 息苦しさ, 呼吸困難, チアノーゼ(唇・頬・手足の先・爪などが青紫色になる)	時	分				
<input type="checkbox"/> 強い腹痛, 繰り返す嘔吐や下痢	時		分						
<input type="checkbox"/> ぐったり, 意識消失, 立ち上がれない	時		分						
9	バイタルサイン	時	分	脈拍	回/分	呼吸	荒い・普通	体温	℃
		時	分	脈拍	回/分	呼吸	荒い・普通	体温	℃
		時	分	脈拍	回/分	呼吸	荒い・普通	体温	℃
その他									

※山武市教育委員会「山武市小中学校食物アレルギー対応マニュアル」より

12 集団食中毒の対処の例

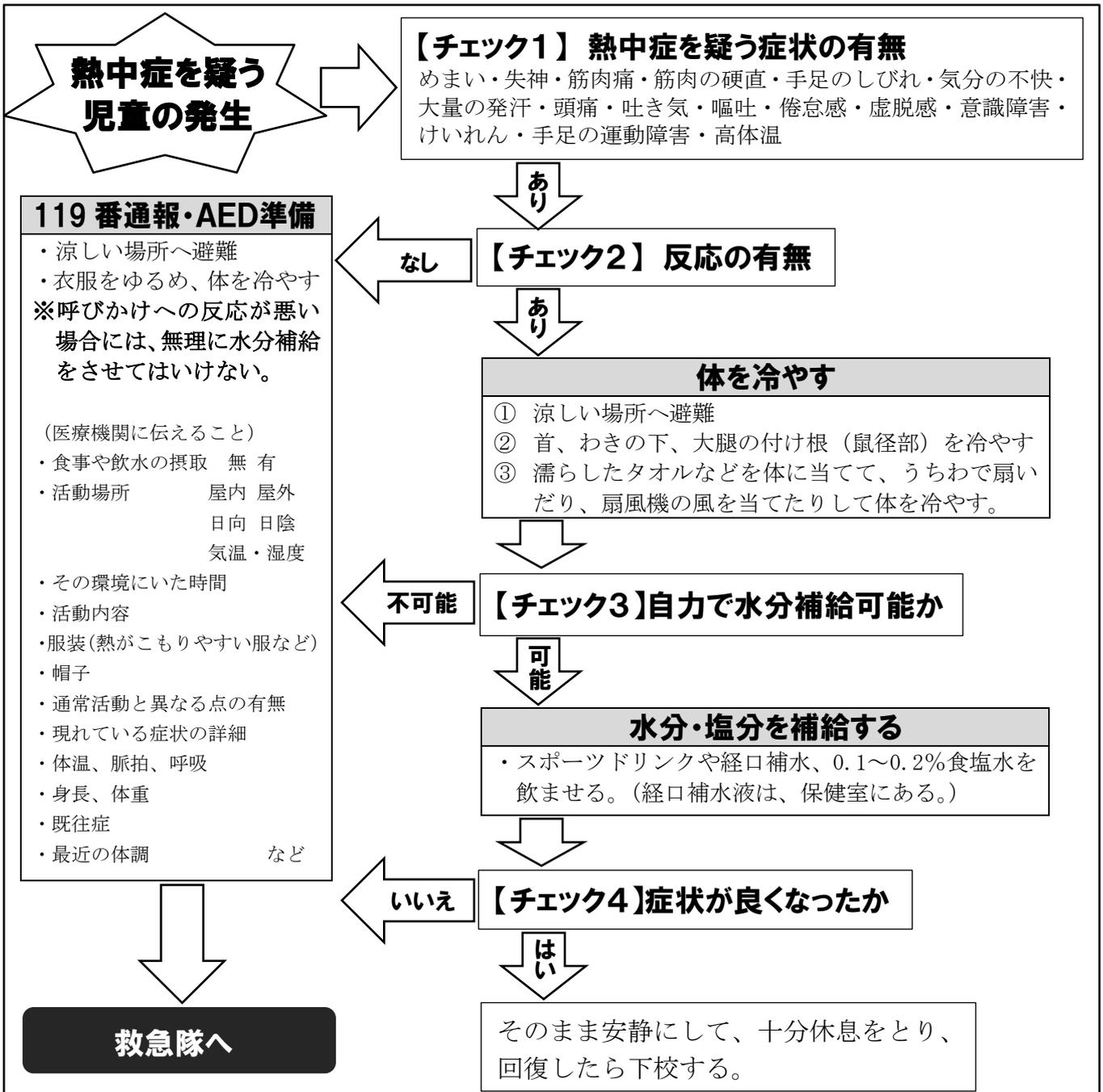


【食中毒発生時の報告系統図】

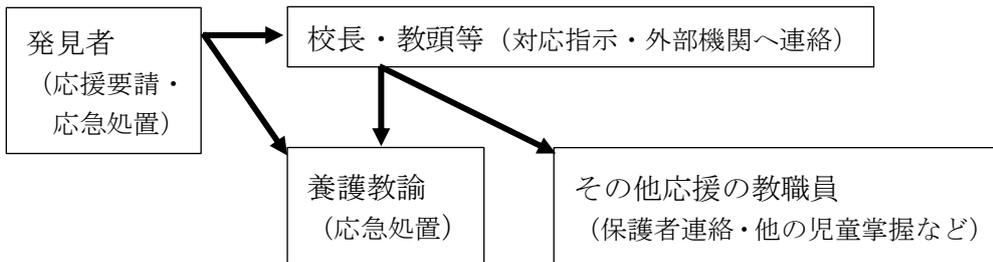


平成31年4月9日付教安第42号「感染症・食中毒当による健康被害発生時の事故報告について（通知）」より

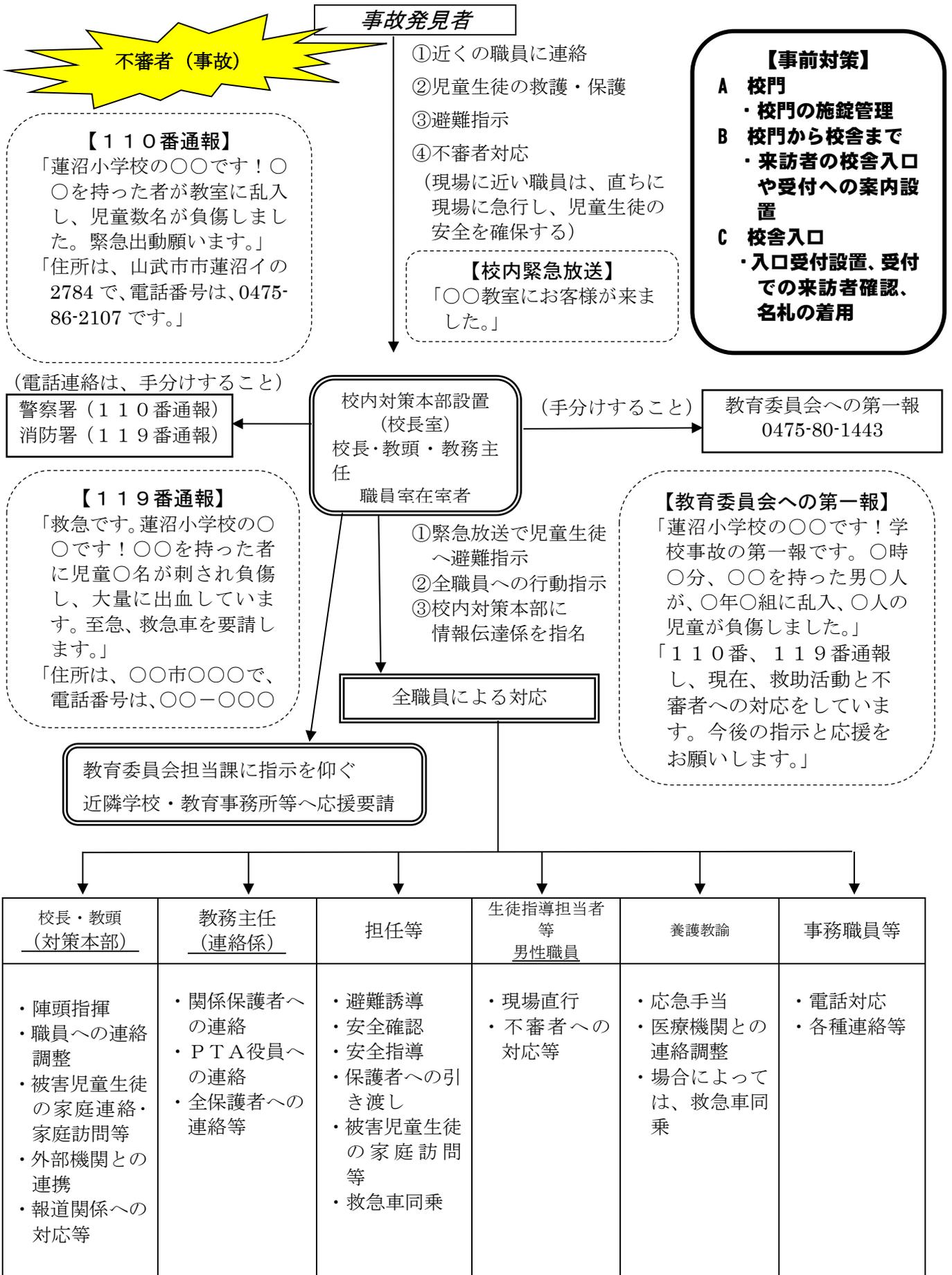
13 熱中症対応の例



【校内での連絡系統図】

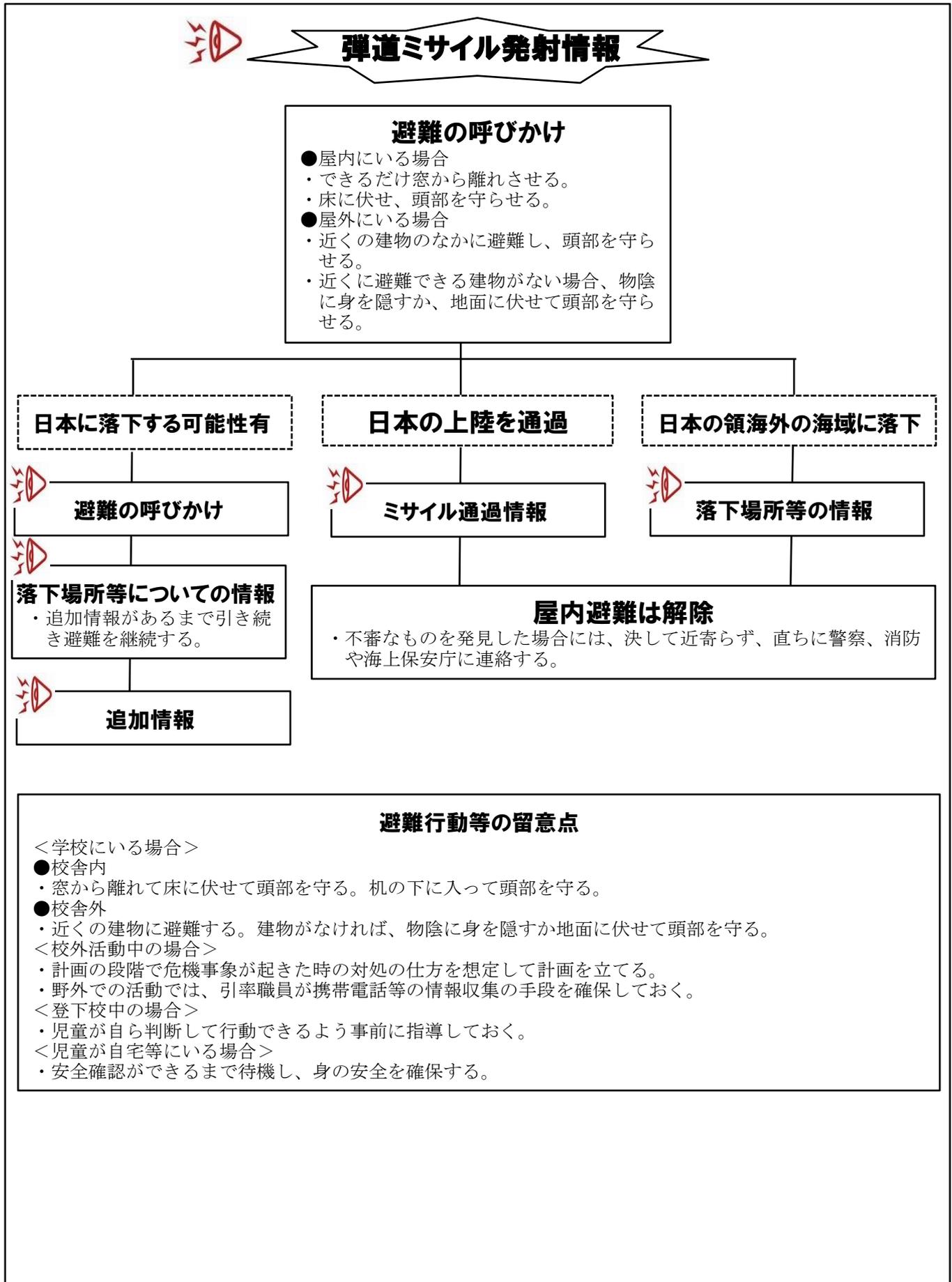


14 不審者侵入時対処の例



※担当学級の児童生徒の安全確保 (被害防止・避難指示) を的確に行うこと。

15 弾道ミサイル発射時の対応の例（Jアラート→避難行動）



16 保護者への児童引渡しカード

緊急時児童引渡しカード

山武市立蓮沼小学校

○児童について

学 級	氏 名 し めい	生年月日
年 組		年 月 日

○本校における兄弟・姉妹関係(すべて書いてください)

学 級	な まえ 氏 前	本人との関係
年 組		
年 組		
年 組		

○保護者

氏 名 し めい	児童との 関係	住 所	電 話	
			自宅	
			携帯	

○緊急連絡先(自宅・携帯に連絡がつかない時の連絡先)

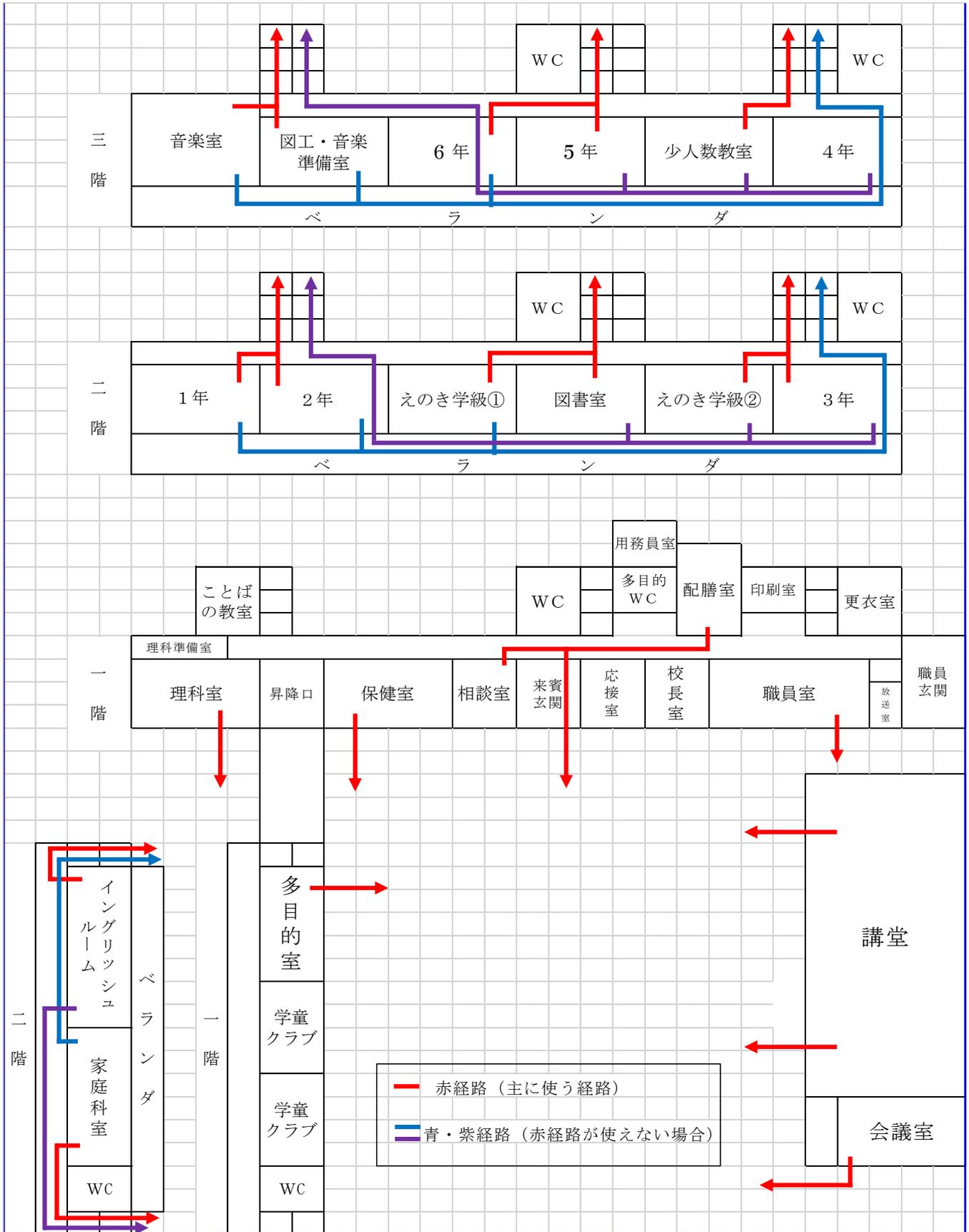
名 称	電 話

○引渡し予定者(迎えに来られる順に書いてください)

氏 名	児童との関係	連絡先	1	2	3
			:	:	:
			:	:	:
			:	:	:
			:	:	:

※保護者の方は太枠内のみ記入してください。

17 校舎配置図及び避難経路図



18 個人情報取扱マニュアル

1 学校で注意を要する書類等

(1) 名簿に関する書類

指導要録（学籍）、個人調査票、顔写真、保険証のコピー、就学援助関係書類、住所や電話番号、家庭状況に関する文書等

(2) 成績に関する書類

指導要録（指導）、通知表、成績補助簿、成績原簿、テスト類、個人の学習作品や自己評価表、個人の成績に関する書類等

(3) 指導に関する書類

出席簿、教育相談簿、出席督励簿、生徒指導に関する記録、特別支援教育に関する記録等

(4) 保健に関する書類

健康診断票、健康調査票、成長の記録等、有疾患者名簿等、各種調査、報告書類等

(5) 転出入、入学、卒業、進路に関する書類送付する転学関係書類、就学者名簿、卒業生名簿、進学関係書類（受験資料・指導要録抄本）等

(6) 教職員に関する書類

人事カード、履歴書、個人調査票、教職員一覧、職員名簿、給与データ等

2 学校での留意事項

(1) 個人情報の取扱要領の明確化と意識の高揚

- ① 年度当初、職員会議で個人情報の取扱についての申し合わせ事項を確認する。
- ② 個人情報の対象書類、責任者、取扱方法、保管場所等を確認し、個人情報の取扱の共通理解を図る。

(2) 個人情報取得上の配慮

- ① 職員が作成する調査票や往復文書については、子ども達や保護者から必要以上に個人情報を収集していないかという観点からも点検する。
- ② 収集する個人情報については、回収方法や取扱を確認するとともに、その処理や廃棄が適切に行われるようにする。
- ③ 個人情報の目的外利用、外部提供はしてならない。

(3) 個人情報の保管方法

- ① 日頃から整理整頓に努め、重要度に応じた書類の保管方法について注意する。
- ② 学籍や指導に関するもの、個人調査票や健康調査票等は鍵のかかる書庫等に保管する。
- ③ 印刷室に個人情報を含む原稿や試し刷り紙を放置しない。
- ④ 教室等で事務処理等をする場合には、成績表や個人情報を含んだ書類の置き忘れに注意する。

(4) 職員室での個人情報に関わる情報交換上の配慮

- ① 職員室は、児童や保護者、業者等多くの人が入り出る場所であることを前提に、職員間の個人情報に関わる情報交換には十分配慮する。

② 日頃から机上及び周辺棚の整理整頓に努める。

3 個人情報の校外持ち出しに関する留意事項

(1) 持ち出しに対する管理

① 個人情報の校外持ち出しについては、「蓮沼小個人情報持ち出し許可書・返却確認書」を活用する。

② 日頃から、個人情報を含む書類の紛失や盗難の具体的事例を基にして、個人情報に対する危機意識を高める。

(2) 持ち出し方法・移動について

① 個人情報を持ち出す場合は、必要最小限の持ち出しにとどめる。

② 個人情報を持ち出す場合は、梱包の仕方、書類を入れるもの等の持ち運びについても気を配る。

③ 個人情報の紛失事案の多くは、車内に放置したことによる盗難や、寄り道をした先での置き忘れが原因であることをよく理解し、寄り道をせず目的地に直行することやそれができない場合は絶対に車内に放置しないことを厳守する。

④ 研修先等に個人情報を含む電子データを持参する場合には、学校用のUSBメモリーを使用し、データの移行は教頭のパソコンから行う。

なお、保存するファイル自体にパスワードをかける。また、USBメモリーは小型のため、紛失しやすいので注意する。

⑤ メールで個人情報を含んだ文書等を送る場合には、添付するファイル自体にパスワードをかける。また、メールアドレスの入力ミスの無いよう十分確認する。

(3) 学校行事、児童宅位置確認に関わる一時持ち出し

① 修学旅行や宿泊学習、校外学習等において家庭連絡用名簿や保険証の写し等を持ち出す場合は、管理の一元化を図り、紛失・盗難に十分注意する。

② 児童宅の訪問や突発的な生徒指導上の事件・事故で、個人調査票等の重要な個人情報を持ち出す場合にも、車内に放置しないように十分注意する。

(4) 個人情報を校外で話題にする場合

① 職員同士が校外で子どもや保護者のことを話題にすることは、守秘義務の観点からも十分注意する。

② 保護者等との話の中でも、他人の個人情報については一切口にしてはならない。

(5) 自宅での保管

① 自宅に個人情報を必要以上に長い時間保持していると、盗難にあう危険性が増すので注意する。

② 空き巣や窃盗犯は、ほんの一瞬のすきを狙っている。車の中から自宅への荷物移動の間でも常に注意を怠らないようにする。

(6) その他

① 私物のUSAメモリ等は、原則として持ち込まない。

② 私物の撮影機器等を用いた児童の撮影はしない。

③ 児童に対して、電子メール及びソーシャル・ネットワーク・サービス等を利用して、管理職の許可なく私的なやり取りをしない。

④ 年度末に、不要な紙媒体やデータは消去する。

19 不祥事防止マニュアル

1 不祥事防止について

- 教育公務員としての自覚と責任をもち、児童・保護者・地域の人々から信頼される職員の育成及び信頼される学校づくりのために不祥事防止研修を行う。
- 具体的な事例をもとに職員研修を行う。ニュースや教育庁などからの通知・通達をもとにして、何が問題だったのか、どうすればよかったのか話し合う。自らの問題として捉えるとともに学校組織としての防止策を検討する。関係法規等にも触れる。
- 年度始めに学校徴収金・個人情報マニュアルを見直し確認する。
- 「いいたまご」(い：飲酒運転・交通事故、い：異性・ワイセツ・セクハラ、た：体罰、ま：マナー、公金、ご：個人情報)を合言葉に全職員で不祥事根絶に取り組む。
- 毎月1日をセルフチェックデーとして、セルフチェックシートの記入をとおして、自分を振り返る。
- モラールアップ研修(ボトムアップ)を実施し、教育に対する意識を高める。

(1) い：飲酒運転(交通事故)防止について

- ①飲酒運転の危険性及び事故の悲惨さについて、被害者やその関係者の立場に立って交通事故撲滅の視点で意識改革を図る。
- ②飲酒を伴う行事等については、事前に全職員で「職場から飲酒運転者を出さない」ことを共通理解する。
- ③飲酒した職員には、帰りの交通手段等を確認する。
- ④余裕をもって出勤するように心掛ける。

(2) い：ワイセツ・セクハラ防止について

- ①セクハラ相談窓口を設置し、児童・保護者に学校だよりや学校ホームページ等で周知する。
- ②セクハラは人権侵害であり、当人がセクハラと受け取ればセクハラである。このことを肝に銘じ日頃の行動を振り返り信頼を得る行動をとる。
- ③児童を個別に指導する際は、個室で1対1になることのないようにする。

(3) た：体罰防止について

- ①どのような場合でも、体罰はしてはならないし、体罰をしてしまうのは指導力不足であることを自覚させる。
- ②体罰は人格を傷つける行為であるので、人権について十分な理解を図り、児童の立場に立った指導を行う。
- ③職員相互の活動を見つめ直し、互いにアドバイスし合える関係を作る。指導方法を工夫することで、効果的な指導法を身につける。体罰をしている同僚を見たら直ちに止め、管理職に報告する。

(4) ま：マナー、公金の取り扱いについて

- ①学校徴収金等取扱マニュアルに従って厳正に取り扱う。

(5) ご：個人情報漏洩防止について

- ①個人情報取扱マニュアルに従って、管理を徹底する。